

公衆衛生情報 みやぎ

2024 8 月 号

トピックス

- ・市民科学プロジェクト
「地球冷却微生物を探せ」について 1
- ・出会ったヤングケアラーの現状と支援の
取り組み 5

行政等からの情報

- ・令和 6 年度 宮城県保健福祉部の重点方針 9
- ・令和 6 年度 宮城県環境生活部重点方針 13
- ・令和 6 年度 仙台市環境局主要事業 19
- ・令和 6 年度 仙台市健康福祉局主要事業 22
- ・令和 6 年度 仙台市こども若者局主要事業 26
- ・宮城県の薬物乱用対策について 30
- ・宮城県健康づくり優良団体表彰
～スマートみやぎ健民表彰～ 33

- ・令和 5 年度飼い犬のしつけ方教室
実施報告 36
- ・「産業廃棄物税の在り方について」
御意見を募集します！ 39

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報 40
- 仙台市感染症発生動向調査情報 42
- 仙台市内病院病原体検出情報 44

保健所からの便り

- 宮城県 46
- 仙台市 49

ちょっとひと息

- 「食材王国みやぎ」
夏のおすすめ食材～
トマト・えだまめ～ 51

協会だより

- 令和 6 年度 宮城県公衆衛生
研究振興基金研究助成の決定 52
- あとがき 53



No.541

当協会ホームページで、過去 3 年分の
バックナンバーをご覧ください。

トピックス

市民科学プロジェクト「地球冷却微生物を探せ」について

南 澤 究*

・市民科学とは

市民科学（Citizen Science）とは、職業的な科学者ではない一般市民が科学研究に関わることを言う。17～19世紀の科学黎明期から、欧州や日本において、市民がアマチュアとして研究活動に携わってきた。しかし、19世紀の初頭には科学を職業とする科学者が誕生し、私たちは科学から多大な益を受けてきたにも関わらず、科学は市民にとって疎遠な存在になっていった¹⁾。しかし、情報技術の急速な普及とともに市民と科学者が協調する市民科学が再び広がっている。

私たちは、ムーンショット研究開発事業で、「地球冷却微生物を探せ」という市民科学を試行錯誤しながら取り組んできたので、その経験を紹介する。

・温室効果ガス一酸化二窒素 N_2O

人為的な温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因であることが気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書において明らかにされている。二酸化炭素（ CO_2 ）以外に、メタン（ CH_4 ）と一酸化二窒素（ N_2O ）も地球温暖化を起こしている温室効果ガスである。特に、農業から排出される N_2O の割合は全体の約6割に達している。これらの地球環境問題を解決する糸口の一つが、土壌微生物の N_2O 還元機能であると考えている²⁾。

・窒素循環と N_2O

カナダのスミルは、「20世紀最大の発明はHarbor-Bosh法によるアンモニア合成の工業化である」と述べている。もし工業的なアンモニア合成法が利用されていなければ、世界人口は現在の半分以下の約30億人であると推定されている。化学窒素肥料の生産と利用は人類の食糧生産を大幅に増加させたが、多くの環境問題

を引き起こしてきた。例えば、人為起源の窒素の大部分は、土壌を経由して N_2O の大気放出と地下水への窒素溶脱により環境中へ拡散し、人間の健康、生態系、気候変動に深刻な影響を及ぼしている。

自然界の窒素循環は、アンモニアを起点とすると（ $NH_3 \rightarrow NH_2OH$ （ N_2O ） $\rightarrow NO_2^- \rightarrow NO_3^- \rightarrow NO_2^- \rightarrow NO \rightarrow N_2O \rightarrow N_2 \rightarrow NH_3$ ）のように循環している。前者の硝化過程でも、後者の脱窒過程でも、ガス態の N_2O 発生が起っている（図1）。一方、 N_2O 消去は脱窒の最終過程で、 N_2O 還元酵素を持っている細菌に限定されている（図1）²⁾。

・農地の土壌微生物は N_2O のソースとシンク

根粒菌はマメ科植物の根に根粒という組織を形成し、植物の光合成産物を使って大気中の N_2 ガスを一気に還元してアンモニア（ NH_3 ）を生成する。したがって、根粒は植物の窒素肥料工場となるが、寿命がくると根粒が崩壊しアンモニアを生成し、やはり N_2O を生成する（図1）。しかし、一部の*Bradyrhizobium*属ダイズ根粒菌は N_2O 還元活性を保有しており、 N_2O を N_2 に無害化できる。実際、 N_2O 還元活性の高い根粒菌を接種し N_2O 発生を減らすことに圃場レベルで成功し（図2）^{3, 4)}、 N_2O 還元活性の極めて高い根粒菌の分離とそのメカニズムについて明らかにした⁵⁾。微生物接種により温室効果ガス N_2O 発生を減らせた初めての事例である。そこで、一般作物についても窒素肥料由来の N_2O 発生も減らす微生物を、市民の力を借りて新たに取得して利用できないかと考えた。

・市民科学「地球冷却微生物を探せ」の開始

市民科学（Citizen Science）は、国内外の多岐にわたる学問分野で行われている。海外では、世界中のバードウォッチャーが参加した鳥類学プロジェクト「e-Bird」、市民天文学のビジュアルプロジェクト「Galaxy Zoo」などが知られて

*東北大学大学院生命科学研究科 土壌微生物分野

いる。背景には、世界的な研究データのオープン化（オープンサイエンス）の流れがある。こうした動向を踏まえ、第5期科学技術基本計画において、科学技術イノベーションの基盤強化の1つとして市民科学の推進がうたわれている。しかし、今までの自然科学の市民科学は、観察情報を集積するタイプが多く、市民が実験を行うタイプはほとんどない。

私達の市民科学では、温室効果ガスのなかでもN₂Oについて焦点を当て、市民の方が任意の土壌を瓶に入れて実験するので、「Soil-in-a-Bottle」という愛称をつけている (<https://dsoil.jp/cool-earth/lab/>)。私達の市民科学の目的は、(i) N₂O消去微生物の探索、(ii) 科学を楽しむ文化の醸成、(iii) 土壌と空気の大規模データ構築である。主旨に賛同した小学生から年配者までの市民が、N₂O発生と吸収のガスサンプリングと微生物叢解析のための土壌試料採取を行っている。得られたデータは市民に返却され、分析結果の説明を行い、双方向コミュニケーションによりコメントも含めたフィードバックを得ている。

・市民科学の科学的成果と研究フロー

市民科学を始めて2年以上になるが、研究者のみでは集められない広範なデータから科学的に重要なことが分かってきた。まず、市民が集めた気体に、今まで疑問視されてきたN₂O吸収土壌が約4%存在していることが明らかになった(図3)。そこでは、N₂O還元微生物が機能しているはずであり、微生物叢解析から原因微生物の特長が解明しつつある。また、N₂O発生速度は土壌pHと気温の影響を受けていることも明らかとなった(図3)。

この間、試行錯誤しながら市民科学の研究フローが確立してきた。市民が全国から集めた、気体・土壌微生物叢(系統+N₂O還元酵素遺伝子)・環境データ(採取日時と場所、気温、土壌pHなど)は膨大なデータセットであり、専用サーバーに格納し月読(Tukuyomi)という独自のビューアを開発した。その結果、短時間で目的微生物の一部にアクセスができた(図3)。土壌中の微生物の99%は培養困難であり、それらは天文学用語になぞらえて暗黒物質と言われる²⁾。分離株情報をデータベースに当てること

により培養困難なN₂O還元活性の高い微生物の情報を得られる可能性がある(図3)。

当面の目的は新規N₂O消去微生物を獲得し、窒素肥料由来のN₂O発生を削減する技術を確立することである。しかし、私達は別の価値も見出している。すなわち2,000点以上の土壌試料はアーカイブとして保存しており、試料付き情報基盤として他の研究分野に広く利用可能で、我国の重要な研究資源としての位置づけも考えて整備を行っている。

・市民科学の反響から学ぶこと

1,000名を超える市民の方が、畑・庭・山林などの土壌を掘り瓶に詰めて気体を採取するという実験を自分の手で行った。市民の皆さんが今までスルーされていた足下の「土」に触れ、「微生物」や「温室効果ガス」といういずれも目に見えないものに思いを馳せてワクワク実験して頂いたことである。土壌微生物の研究者としてこの上なく嬉しいことで、私が編集した教科書の売れ行きも上がった¹⁾。2023年には私達の市民科学はマスコミで注目され、宮城県を中心にテレビ報道がなされた。実験を通じて「科学を楽しむ文化」の醸成をと気を良くしていたが、参加者やマスコミからは、「もし目的の微生物が見つかったらどのように温室効果ガス削減を行うのか?」という当然の質問がきている。次なるモードはその質問に答え、微生物による農地由来N₂Oの削減を実証することであり、市民の皆さんと一緒に研究を深化させたいと計画を立てている。詳しくは、プロジェクトのHP (<https://dsoil.jp>) をご覧いただきたい。

・市民科学と公衆衛生

市民科学が最近世界中に広がり着目される背景として、地球環境と社会問題の課題解決への期待がある。さらに、情報・コミュニケーション技術の急速な進展が多くの人を市民科学に引きつけ、「科学の見える化」や「科学の社会化」を容易にしてきた。市民科学は、市民の研究への貢献だけでなく、科学的な知識・技術の習得、価値観や行動の変化、問題解決への意欲などの教育的側面がある。さらに、得られた成果は、課題解決や持続可能な社会の形成などの社会変革に資することが期待されている。つま

り、研究・教育・社会変容を合体させた総合的な活動である見なされてきている¹⁾。

私たちの「地球冷却微生物を探せ」という市民科学は、研究や教育に軸足があり、社会変容の部分は暗中模索の部分がある。一方、公衆衛生分野では実は市民科学に類似した数々の研究・実践活動が行われてきたようである⁶⁾。例えば、実践活動を目指にした自治体主導のコミュニティ参加型研究（Community Based Participatory Research, CBPR）や健康影響評価（Health Impact Assessment, HIA）というアプローチがあり、広い意味の市民科学に含まれる⁶⁾。今後データの見える化やツール開発を通じて、市民主導でデータを活用しながら地域の健康状態を向上させる市民科学の可能性も議論されている⁶⁾。そういった意味からも、他分野の市民科学を参考にすることにより、公衆衛生分野でも新しい市民科学の展開があるのではなだろうか。

参考文献

1. 小堀洋美著 市民科学のすすめ 文一総合出版, 2022年
2. 南澤究, 妹尾啓史（編）エッセンシャル土壌微生物学, 講談社, 2021年
3. Itakura M. et al. Mitigation of nitrous oxide emissions from soils by *Bradyrhizobium japonicum* inoculation. Nature Climate Change 3: 208-212 (2013).
4. Sánchez C and Minamisawa K. Nitrogen cycling in soybean rhizosphere: Sources and sinks of nitrous oxide (N₂O). Front. Microbiol. 10: 1943 (2019).
5. Wasai-Hara, S. et al. *Bradyrhizobium ottawaense* efficiently reduces nitrous oxide through high *nosZ* gene expression. Sci. Rep. 13, 18862 (2023).
6. 長谷田真帆 公衆衛生におけるシチズンサイエンスの可能性, 学術の動向11: 50-55 (2018).

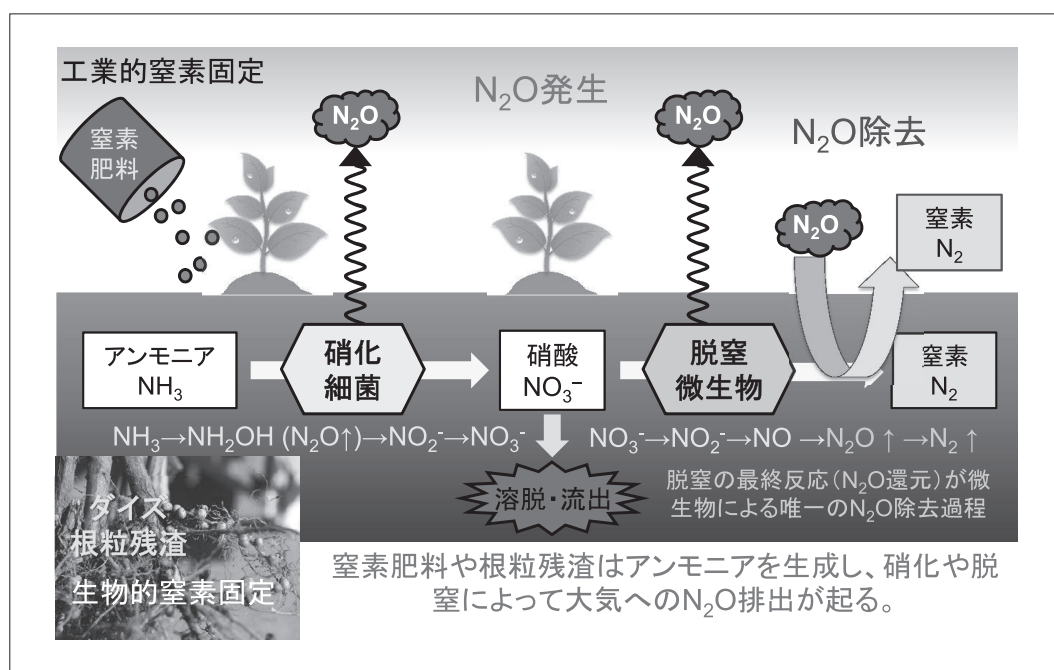
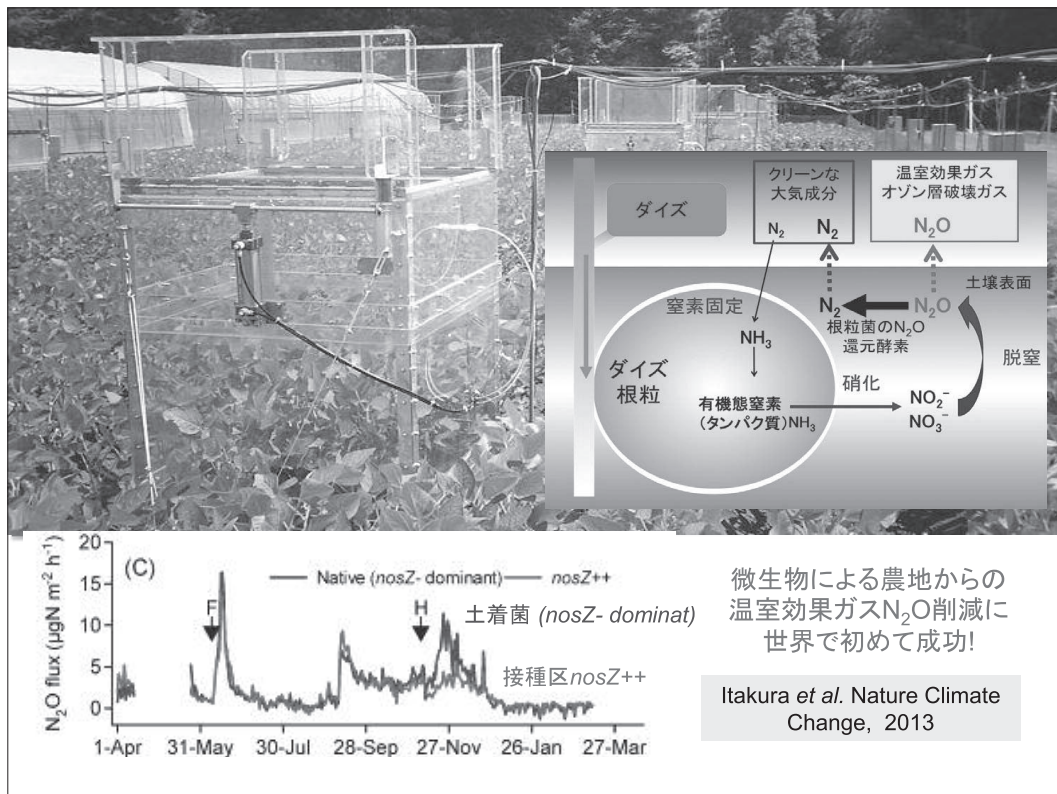


図1. 微生物による農地における窒素形態変化

窒素肥料やマメ科作物残渣は、アンモニアを生成し、(i) 細菌による硝化過程、(ii) 細菌と糸状菌による脱窒過程で、温室効果ガスN₂Oを生成する。硝化過程では中間体であるヒドロキシルアミン（NH₂OH）から、脱窒過程ではNOからN₂Oが生成される。一方、N₂O削減は細菌の脱窒過程の最後のN₂OからN₂への還元反応のみが知られている。

図2. N_2O 還元活性の高い根粒菌接種による圃場由来 N_2O の削減

N_2O 還元酵素活性の高い根粒菌株を接種することにより、収穫期の N_2O の発生を大幅に削減できることが明らかになった。つまり、接種根粒菌の N_2O 還元酵素活性により根圏の N_2O がクリーンな大気成分 N_2 に還元された。

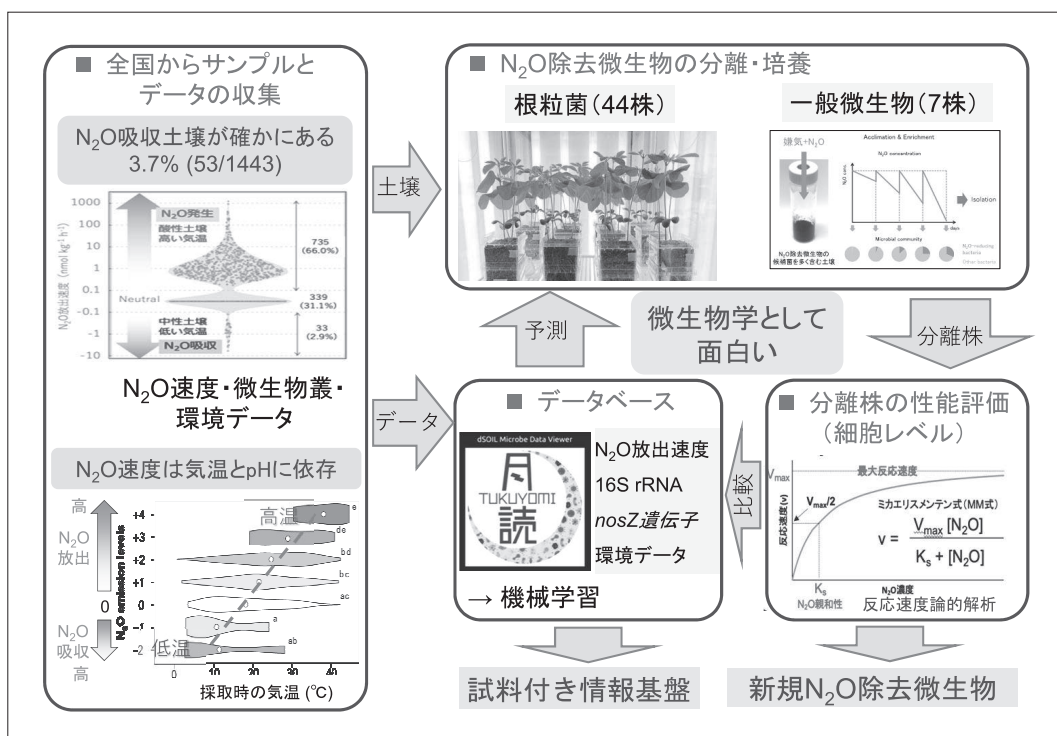


図3. 市民科学の研究フローと科学的意義

出会ったヤングケアラーの現状と支援の取り組み

森 川 ゆとり*

はじめに

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、「ヤングケアラー」。子どもたちはヤングケアラーであることにより、学校への遅刻・欠席の増加、勉強や遊ぶ時間の確保の困難さ、部活動や習い事の制限、心身の疲労やストレスなど、さまざまな影響を受ける。また、将来ケアが必要な家族を残して家を出ることへの抵抗感や、進学・就職上の断念、ケア状況がいつまで続くかといった先の見えなさへの不安など、今現在だけでなく将来にもその影響は及ぶ。

当法人は、2011年の東日本大震災をきっかけに立ち上がった。自治体と協働し、貧困や不登校、虐待など様々な生きづらさを抱えた子ども・家庭と繋がり支える事業を展開している。近年では仙台市や宮城県からの委託を受け、ヤングケアラー支援事業も開始した。

本稿では、当法人の事業内で出会うヤングケアラーの現状を述べつつ、実際に自治体と協働して行っているヤングケアラー支援の取り組みについて紹介する。

1. 出会ったヤングケアラーの現状と当事者の声

当法人の活動でヤングケアラー状態にある子どもたちと出会うのは、必ずしも「ヤングケアラー支援」の活動においてだけではない。自治体と協働して実施している生活困窮家庭の子どもたちへの学習・生活支援事業や、支援対象児童等への見守り強化事業など、そのきっかけは様々である。

実際に当法人で行っている仙台市内の既存事業だけでも、520名を超える利用者のうち、50名はヤングケアラーに該当すると思われる子どもたちであった。(令和5年度3月末時点の仙台市学習生活支援事業、仙台市中途退学未然防止等事業、仙台市支援対象児童等見守り強化事業

の利用者数より)

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから、支援が必要な場合でも表面化にしにくいことが指摘されている。また子どもたちは家庭の中しか知らないため、ヤングケアラー状態にあることを「当たり前」と認識しており、当事者意識を持ちづらい。その傾向は、アスイクを利用する子どもたちにもいえることである。多子世帯で両親が外へ働きに出てしまうため、長男または長女が妹や弟の面倒を見て、料理をしてご飯を食べさせているようなケース、母子世帯で母親が精神疾患を患い、子どもが母親の精神的な見守りをして、代わりに家事を負担しているケースなど、「ヤングケアラー」といってもその背景や状況はさまざまである。ひとり親、多子世帯、貧困、ネグレクト、精神疾患や発達障害、そして子ども本人の不登校傾向など、問題は複雑に絡み合っている。

後述するヤングケアラーオンラインサロンに関わる当事者経験を持つピアサポーターたちは、当時の経験を振り返り、このように語る。「小さい弟の面倒を見るのは家族だから当たり前のことだった」「祖父母のことが大好きだったから、認知症の介護中も“大変”とか“辛い”と思っちゃいけないと思っていた」「親が障害者であることを他人に知られるのが恥ずかしかった」「いつ命を絶ってしまうかわからない母親の見守りは、目の前のことに必死すぎて“辛い”と感じる暇もなかった」。ヤングケアラー本人からSOSを発することが、いかに難しいかがわかる。だからこそ、周囲の大人が気づき、声をかけていくことが大切である。

2. ヤングケアラー支援の取り組み

(1) せんだい・みやぎヤングケアラーオンラインサロン(仙台市・宮城県委託事業)

ヤングケアラー支援の取り組みとしては、令和4年度より仙台市からの委託事業として始まった「ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン企画運営事業」がある。令和5年度からは宮城県からの委託も開始し、一部を仙台

*NPO法人アスイク

ヤングケアラーユニット ユニットリーダー

市・宮城県合同で実施している。

事業内では、「せんだい・みやぎヤングケアラーオンラインサロン」として、中高生が利用しやすいLINEやX（旧Twitter）を活用したSNS相談窓口の設置と、当事者同士がピアサポートの場として気軽に交流できるオンラインサロンイベントの開催を行っている。



オンラインサロンのウェブサイト
(イベントの様子や当事者の声などが掲載)

SNS相談窓口は、令和4年度から令和5年度までの約2年間で延べ10件の相談が寄せられた。件数自体は多いとはいえないが、後述するオンラインサロンイベントへ参加し顔が見える関係になった後に、SNS相談を利用するケースもあった。

オンラインサロンイベントは、ヤングケアラー同士が気軽に気持ちや経験を共有することで悩みが軽くなることや、必要に応じた情報収集や支援へ繋がることなどを目的に、毎月第4金曜日の20時から21時に開催している。令和5年度までは年に2、3回の開催だったが、ヤングケアラーが「誰かと話したい」と思った時に利用しやすいよう、令和6年度からは毎月の定期開催へと形を変えた。

イベントでは当事者経験のある「ピアサポーター」が運営を行っており、話題提供として自身の経験談の共有をしたり、参加者とのおしゃべりをしたりして交流する。現在登録しているピアサポーターは9名で、中高生にとって身近な先輩・ロールモデルとなる18歳から30代程度の学生・社会人を中心に構成されている。

イベントには、各回1～4名程度の中学生・高校生・大学生等と、ピアサポーター3～4名が参加している。近況報告や最近はまっていることなど、他愛のない話をしながら和気あいあいとした雰囲気イベントは進む。中でも、まずはピアサポーターに、自分の経験や当時の気持ちを開示してもらおう。ピアサポーターが率直な気持ちを話すことで、参加者が自身の経験

と重ねたり、言語化しにくい自分の気持ちに気づいたりすること、そして「自分もこう思っているんだ」「話してもみてもいいんだ」と感じてもらえるような場づくりを大切にしている。

参加者の中には、オンラインで顔や声を出さずに聞いているだけの子もいる。一方で、回数を重ねるうちに次第に画面をオンにして顔を見せてくれたり、こちらからの呼びかけにチャットや音声で答えてくれたりするようになる。参加者の満足度は高く、「居心地がよかった」「他の人の経験を知れて話せてよかった」と、居場所としての機能を果たしながら、身近な先輩や仲間の話を聞くことで視野が広がるような場となっている。



オンラインサロンイベントの様子

(2) 学校等へのアウトリーチ（仙台市委託事業）

前述のオンラインサロンは、参加者の満足度は高くリピーターはいるものの、オンラインのみでは当事者と繋がりにくいという課題がある。そこで、仙台市の事業では令和5年度からの新たな試みとして、学校現場との連携にも力を入れている。

学校連携の取り組みのひとつに、対面型の学校内サロンがある。放課後に学校の一室を借り、おしゃべりをしながらピアサポーターと交流するものである。

これまで実際に、仙台市内の小学校・中学校・高校の1校ずつ、合計3校にモデル校としてご協力いただいた。サロンの開催方法や周知方法は、各校のヤングケアラーの把握状況や、児童・生徒の年代に応じて試験的に形を変えながら実施した。

① 小学校の場合

小学校での学校内サロンは、これまで計3回、延べ49名の児童が参加した。小学生の場合、ヤングケアラーに該当する児童がいたとし

でも、自身の状況を客観視して困り事を出しにくいことが考えられる。そのため、より広く「どのような子でも参加できる遊び場」として学校内でのサロンを開催することにより、結果的にヤングケアラーの児童も参加し、一時的な息抜きや自分の遊ぶ時間の確保へ繋げる形となった。

② 中学校の場合

中学校の場合は、計5回、延べ8名の生徒が参加した。実施校は現在把握しているヤングケアラーの母数が少ないことや、ヤングケアラー以外にも不登校等の困り事を抱えた生徒が複数いることから、先生から個別に気になる子へ声をかけていただき、学校内サロンへの参加を促す形を取った。開催回数を重ねる中で、先生の間でも学校内サロンの認知が高まり、サロン担当以外の先生が様子を見に来て、「こういう子へも声をかけてみます」と生徒の様子を気にかける意識が醸成されていたように感じる。

③ 高校の場合

ヤングケアラーの新たな発見、という意味においては、高校での学校内サロンは理想的なモデルとなった。実施校では、ヤングケアラーの

疑いのある生徒は若干名いたものの、学校の方針として、「今該当する生徒だけではなく、今後どの生徒もヤングケアラーになり得るため、相談先を周知しておく必要がある」という認識のもと、啓発活動から丁寧に協力してくださった。具体的には、ロングホームルームでのヤングケアラー啓発動画の上映、アンケートの実施、そしてアンケートで「自分もヤングケアラーに当てはまると思いますか」という質問に「はい」と答えた生徒へ、先生が個別に声をかけて学校内サロンへの参加を促すというものだった。また、学校で実施している探究活動とも連携し、ヤングケアラーをテーマに探究活動をしている生徒が啓発ポスターを作成して校内へ掲示したり、高校生目線でのヤングケアラー診断サイトを作成したりするなど、生徒が主体となって学校内への啓発に取り組んでくれた。

結果として学校内サロンの開催自体は1回、参加者は1名と多くはなかった。しかし、一連の取り組みをきっかけに、家事をしている自身の状況を客観視した生徒が、学校内サロンへ繋がる形となった。ヤングケアラーを新たに発掘できたケースだった。

令和6年度のオンラインサロンのチラシ
(宮城県内の小・中・高等学校や特別支援学校その他、仙台市内の地域包括支援センターや児童館等に配布)

(3) ヤングケアラー支援連絡会の開催（仙台市委託事業）

当事者への直接的なアプローチだけでなく、関係機関による支援体制の構築も行っている。仙台市委託事業内では、「ヤングケアラー支援連絡会」として、ヤングケアラーが相談先や必要な支援につながるための方策の検討や、支援調整を円滑に進めるための関係構築を目的とした連絡会を年に2回開催している。

令和4年度から始まった支援連絡会には、仙台市各区の家庭健康課や障害高齢課、社会福祉協議会、NPO法人、など、ヤングケアラーの発見や発見後の支援調整を担う機関が参加している。令和5年度からは、各区の保護課や、病院、弁護士会等、新たな分野の団体も参加した。

令和5年度の支援連絡会では、ヤングケアラーの事例をもとに対応を検討するグループワークや、「子どもの権利」に関する研修を行ったほか、参加者同士の意見交換も活発に行われた。参加した関係機関からは、この1年では特に「支援者間でのヤングケアラーへの認識は高まってきたのではないか」、という意見が挙げられた。一方で、「ヤングケアラーを発見しても

相談や解決までには繋がっていない」、「ひきこもっている子や支援を自力で調べることができない子へのアプローチに課題を感じている」という意見もあった。今後は民生委員をはじめ地域の方による見守りに期待する声もあり、地域と連携して、ヤングケアラーの発見や家庭への情報提供に力を入れることも重要だと考えられる。

3. 今後の展開

ヤングケアラー支援で重要になるのは、支援と子どもを繋ぐ「間」の役割である。子ども本人への啓発や情報提供はもちろん、SOSを上げにくい子どもの様子に気づき、声をかけ、見守ることができる大人をいかに増やすかも重要である。

ヤングケアラー本人への啓発と発見においては、高校で実施した学校内サロンのモデルは有効な取り組みの一つだった。啓発動画を通じて子ども本人に「ヤングケアラー」の存在を知ってもらい、アンケートによる実態調査を行うものである。今後も小・中・高校でのモデル校との連携は継続し、有効な取り組みや効果の検証を行っていきたい。

また、支援と子どもを繋ぐ「間」の役割として、学校関係者や地域への啓発・理解は欠かせない。学校の先生から気になる児童・生徒への声かけや一押しをしていただけるよう、校長会等での取り組みの周知や、学校への個別訪問を通じた事業説明など、引き続き学校現場との連携は強化していきたい。また、民生委員・児童委員などをはじめ、支援者間では少しずつヤングケアラーへの関心は高まっている。学校だけでなく地域を巻き込んだ啓発や情報共有も視野に入れ、分野を横断して包括的に支援の目を広げていきたい。



支援連絡会の様子

行政等からの情報

令和6年度 宮城県保健福祉部の重点方針

宮城県保健福祉部

1. 基本方針

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の4年目に当たる令和6年度は、政策推進の基本方向の新たな柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」について、次世代育成・応援基金なども活用しながら、幅広い取組を推進します。

本県においても、徐々に人口減少が進行しており、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立のほか、政策医療の課題解決や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。このため、県の体制としても県立病院再編室の新設、仙台保健福祉事務所岩沼支所の地域事務所化及び中央児童相談所黒川支所の新設などにより、強化し対応していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けた取組のほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2. 重点項目

(1) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚し、子どもを生み育てることを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。また、こども基本法に定める都道府県こども計画の策定を図り、子ども・子育て施策の総合的な推進に取り組みます。

結婚支援については、AIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援のほか、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産に対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むとともに、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援の更なる拡充を図ります。

妊娠・出産、子育てに関する支援については、不妊検査費用の助成に加え、新たに不妊治療医療費用を助成するほか、「結婚応援サポート」と「子育て支援サポート」の一体的

な運用や置き型授乳室の設置、産後ケアサービスの受入れ拡充に向けた助成や、先天性の難病を早期に発見するための検査に関する国の実証事業への参画などに取り組み、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に努めます。また、引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組みます。

そのほか、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(2) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂などに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援のほか、ひとり親家庭の養育費の履行確保に向けた支援を行います。また、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、関係機関職員向け研修や専門家派遣、相談体制の構築に取り組むほか、民間団体と連携したオンラインサロンなどを実施します。

児童虐待防止対策等については、児童相談所共通ダイヤルの受付やSNSを活用した相談の実施、家族再統合の支援、施設を退所した児童等へのアフターケアなどに継続して取り組みむなど、児童虐待の防止や発生時の迅速な対応から、虐待を受けた子どもの自立支援に至るま

で、切れ目のない支援を行います。また、中央児童相談所黒川支所を新設し、利用者の利便性向上を図り、よりきめ細かなケース対応を行うほか、通話内容のリアルタイムテキスト化などDXによる業務改善にも取り組みます。

「社会的養育推進計画」に基づき、里親委託率の向上を目指して、引き続き里親支援センターと連携し、里親制度の普及促進や里親への支援体制強化を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(3) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、新たに開設した「みやぎハートフルセンター」を、社会福祉に関する活動の場として運営していきます。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活ができるよう支援します。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、県内企業等で構成される応援組織により、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組みます。また、ひきこもり等就労困難者に対し、障害福祉サービスを活用した一般就労移行に向けた取組を新たに行います。

(4) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、新たにデジタ

ル身分証アプリを活用した歩数アップキャンペーンを実施するとともに、産学官連携による減塩や野菜摂取量の増加を促す食環境づくりの推進、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むほか、特定保健指導実施率の向上に向けた施策など、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、新たな「第4期宮城県がん対策推進計画」に基づく総合的ながん対策を推進するほか、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療や在宅療養の費用の助成を行うとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境の整備や造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

循環器病対策については、脳卒中・心臓病等総合支援センターにおいて、相談支援のほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等を行います。

国民健康保険については、第3期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、新たに宮城県医師確保計画及び宮城県外来医療計画を内包化した「第8次宮城県地域医療計画」に基づき、医療に関する各種施策を総合的に推進していきます。また、新興感染症等の発生に備えるため、切れ目のない医療提供体制の整備を進めるとともに、ポスト・コロナへの対応を踏まえたきめ細かな保健・医療・福祉の提供に努めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の県内定着支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想を踏まえ、病床機能

の分化・連携を適切に推進するとともに、仙台医療圏における病院の再編など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、新たに策定した「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実、市町村における権利擁護の取組支援、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器導入による介護事業所の勤務環境改善を一層推進するとともに、中高生や保護者、教員など幅広い世代に対する介護のイメージアップを図ります。また、外国人人材の確保に向けては、特定技能外国人の受け入れに向けた支援を行うとともに、受入施設の環境整備や外国人介護職員の資格取得支援に取り組みます。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を地域の実情に応じて計画的に推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(5) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、新たな「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意

思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を図るため、障害者アート作品を通じた交流機会の創出に取り組めます。

また、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備を進めます。

そのほか、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備を行うとともに、建替整備が完了した「宮城県船形の郷」において、県立施設としてのセーフティネット等の役割を担い、支援の充実に取り組めます。

障害福祉サービスの質の向上については、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

また、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、医療的ケア児等相談支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族を総合的に支援するほか、新たに慢性疾病児童等の支援体制充実に向けて移行期医療センターを設置します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域の居場所設置に加え、出張やオンライン活用による居場所支援により、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取組を推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組めます。

(6) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、市町村における人材確保・育成に向けた支援に取り組めます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

令和 6 年度 宮城県環境生活部重点方針

宮城県環境生活部

〈基本方針〉

本県では、総力を挙げて東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組みました。今後も、被災者の心のケア等、その実情に応じたきめ細やかなサポートについて継続して取り組む必要があります。

一方で、人口の本格的な減少局面においては、地域経済・社会の持続性を確保し、大規模化・多様化する自然災害に的確に対応することに加え、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた取組を実施しながら、更なる変革を進めていくことが求められています。

令和 6 年度は、県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に基づいて、引き続き、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携・協働しながら、復興完了に向けた施策に力を入れるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組を着実に推進することとしています。特に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による「変革みやぎ」の実現に向けて、民間の力も活用しながら、あらゆる分野でICT等デジタル技術をフル活用する取組を進め、県民サービスの向上や県内産業の活性化、働き方改革の推進等を図ります。中でも、県民向けDX施策については、デジタル身分証アプリを活用し、利便性の高い県民アプリとしての普及拡大に向け、市町村と一体となって、幅広い分野での活用を検討することとしています。

また、人口減少への対策として、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備など、総合的な対策を講じるとともに、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るための災害に強い県土づくり等に重点的に取り組むこととしています。

こうした中、今日の環境をめぐる問題は、身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然環境や生活環境の保全と併せて、地球環境問題への積極的な対応が迫られています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、

環境と経済を両立しつつ、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民・事業者・行政の連携により、積極的な排出源対策・吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換に取り組む必要があります。一方、社会生活をめぐる問題としては、食品による健康被害、犯罪や問題商法によるトラブルなど私たちの安全安心を揺るがす事態が時として発生しています。食の安全安心の確保や消費者被害の防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安心して安全に暮らせる社会づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、県民の価値観や生活様式の変化に伴い、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する今日、全ての県民が個性豊かな地域文化を享受しつつ、いきいきと生活できる社会を実現するために、県民一人一人が主体的に社会活動に参画し、社会的・公益的な活動を行うNPOなどと協働しながら、魅力的で活力あふれる地域社会を創出していく環境を整えていく必要があります。併せて、性別に関わらず、誰もが地域や職場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組を、一層進めていかなければなりません。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する放射性物質汚染廃棄物の処理等に、引き続き的確に対応するとともに、震災からの心の復興への取組を継続的に支援することが不可欠です。

以上のことを踏まえ、環境生活部では、SDGsの視点や「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた理念や方向性に沿いながら、次の4つの柱を基軸にして、環境・生活分野における社会的要請に対応するための各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

I・・・持続可能な社会の実現

“持続可能な社会の実現”とは、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる地域の保持と自然資源や社会

資源を将来に向けて持続的に活用できるようにする社会の実現」を意味しており、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指すものです。

II・・・安全安心社会の実現

“安全安心社会の実現”とは、食の安全安心の確保、消費者被害や犯罪被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保しようとするものです。

III・・・協働共創社会の実現

“協働共創社会の実現”とは、「多様な主体が参加する社会の実現」を意味しており、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創ろうとするものです。

IV・・・被災地の復興完了に向けたサポート

“被災地の復興完了に向けたサポート”とは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進めるとともに、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かし、被災者の方々の心の復興を支援することなどにより、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進しようとするものです。

〈重点項目〉

I 持続可能な社会の実現

環境生活部では、「宮城県環境基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、次の5つの主要施策を展開することにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を促進します。また、「みやぎ環境税」や「産業廃棄物税」等を活用した環境施策の更なる展開を図り、新しい宮城の環境の創造を目指します。

1. 脱炭素社会の実現に向けた環境と地域経済の好循環の創出

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け更なる取組を推進するほか、

SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」（計画期間：令和5年度から令和12年度まで）に掲げた「2030年度までに温室効果ガス排出量を基準（2013）年度比で50%削減」の実現に向け、みやぎ環境税等を活用しながら、令和5年11月に設立した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」を中心に県民や事業者と連携した取組を進めるほか、県民の環境配慮行動を促進するためのアプリの機能強化等により、地球温暖化対策に総合的に取り組みます。併せて、県自らの事務事業においても、温室効果ガスの排出削減対策として、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などに取り組みます。

環境教育については、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした施策について、引き続き重点実施を図ります。さらには、地球温暖化対策など環境配慮に関する優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行動の実践を促進します。

環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けては、バイオマスや地中熱などを活用した地産地消型の多様な再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック類や廃太陽光発電設備のリサイクルなど廃棄物に関する課題への対応、メイド・イン・宮城の環境関連製品の開発促進などにより、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。また、県民生活、医療福祉、ものづくり、農林水産、建設土木、教育などの様々な部門と効果的に連携しながら、補助事業や環境産業コーディネーターの派遣、セミナー・研究会の開催などの事業者向け施策を積極的に展開し、環境・経済・社会が融合した、真に豊かな富県宮城の実現を目指します。

さらに、環境と経済の両立を目指す新たな成長戦略として国内外で急速に広がる「サーキュラーエコノミー」への対応について、県内事業者等の認知度向上を図るため、セミナーやワークショップ等を開催し、普及・啓発に取り組みます。

2. 地域と共生した再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進

住宅及び事業所等における再生可能エネル

ギーの更なる導入を図るため、太陽光発電による自家消費の導入メリット等の効果的な周知・広報を行うとともに、太陽光発電設備・蓄電池等の導入支援や太陽光発電と電気自動車（EV）等を組み合わせた導入モデルの推進、スケールメリットを活用した太陽光発電設備等の共同購入支援に取り組みます。また、未利用地等を活用した再エネ導入を促進するため、県内需要家とのマッチング支援体制の構築を進めるほか、省エネルギーの更なる促進を図るため、国のZEH基準を上回る性能を有する新築住宅への支援や既存住宅における省エネ改修、事業所等への省エネ設備の導入支援に取り組みます。

一方、大規模な再生可能エネルギー施設の設置事業に対しては、地域との共生を図りつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全を両立させる必要があることから、太陽光発電施設の設置等に関する条例、再生可能エネルギー地域共生促進税（令和6年4月施行）及び事業者が事前に環境影響を評価する環境影響評価制度を適切に運用するほか、地域資源を活かした再生可能エネルギー等によるまちづくりに取り組む団体等の支援等を進めます。

また、次世代エネルギーとして重要性が増す水素等の更なる利活用推進については、燃料電池自動車（FCV）の導入補助や燃料電池（FC）バスの路線運行支援等に加え、今後のトラックをはじめとしたFC商用車の導入を促すとともに、産業分野における水素等の脱炭素燃料の利用の拡大に向けて事業者を支援するなど、水素社会の実現を目指す取組を一層進めていきます。

3. 循環型社会の形成

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向けて各種施策に取り組みます。

廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、海洋プラスチックや食品ロスなどの課題解決に向けて、イベントや各種媒体を通じた啓発や県民の具体的な取組を促進するためのごみ拾いSNSの普及や食品ロス削減に関するアプリの導入などに取り組みます。また、ワークショップの開催や各種事業を通じ、一般廃棄物の3Rや地域における廃棄物等の循環利

用に取り組む市町村を支援します。

県内で発生する産業廃棄物を安定的に処理し、より高度なリサイクルが可能な体制を実現するため、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた事業者の課題解決に向けた支援や3Rのための設備導入、技術開発に対する助成等により民間事業者の育成に努めるほか、公共関与の最終処分場整備に向けた取組を進め、循環分野における基盤整備を推進します。

日常的な立入検査や排ガス・放流水の行政検査等を通じて産業廃棄物処理業者への監視指導を徹底するほか、産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）による不法投棄の早期発見や違反行為への迅速かつ厳格な対応など不法投棄対策を更に充実させることにより、適正処理の更なる推進に取り組みます。また、PCB廃棄物が確実に処理されるよう保管者への指導を行うとともに、行政代執行を含め、早期処分に向けた取組を強力に進めます。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、引き続き各種環境調査（モニタリング）や処分場の維持管理を適正に行い、処分場周辺地域の生活環境の保全を図ります。

災害廃棄物処理計画の未策定市町村の解消に向けて、市町村による計画策定や仮置場用地の確保等の取組を支援するとともに、図上演習等を通じた人材育成に努めます。また、災害時の対応について協定を締結している民間団体との連携を深め、大規模災害への対応が可能な体制構築に努めます。

4. 豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、自然公園のほか、伊豆沼・内沼の陸域と水域の間に位置するエコトーンの創出などによる自然再生や蔵王・船形・栗駒などの優れた自然環境の保全に取り組むとともに、県民の森など県民が自然と触れ合う施設の改修を進めます。大規模開発への指導や林地開発許可制度の適切な運用によって無秩序な開発を防止し、森林機能の損失を最小限に抑えます。

また、生息数及び生息域の拡大等により生態系への影響や農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策として、計画的な個体数管理、狩猟者確保対策等を推進します。特にイノシシ及びニホンジカについては増えすぎた個体数の適正管

理を行うとともに、ツキノワグマについては人身被害防止のために出没注意報・警報やシーズン予報を発出するほか、市街地に出没した際の対応訓練を実施します。

さらに、令和2年3月に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」（計画期間：平成27年度から令和16年度まで）の目標実現に向けて、国や市町村、関係機関等と連携して普及・啓発等に取り組めます。

5. 良好な大気・水環境の確保

大気及び水環境を保全し県民の健康を守るため、環境における大気汚染・水質汚濁の監視及び事業者の排出規制を継続して実施します。大気汚染については、引き続きPM2.5の常時測定地点を拡充するとともに、アスベスト飛散防止対策を徹底するほか、測定機器を拡充して有害大気汚染物質の測定体制を強化します。水質汚濁については、釜房ダムなどの閉鎖性水域に係る水質保全対策を推進します。また、「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づく県内5流域の水循環については、各流域水循環計画の推進のため、県民の活動支援や普及啓発を強化します。

さらに、仙台空港運用24時間化に向け強化した航空機騒音の監視体制を適切に運用するなど、良好な生活環境の確保を図ります。

II 安全安心社会の実現

環境生活部では、県民生活の安定と向上に向けて、次の4つの主要施策を展開することにより、犯罪のないまちづくり、食と暮らしの安全安心確保対策等を強力に推進するとともに、生活衛生対策の推進や消費生活の安定と向上を通じて、県民の誰もが安心して安全な生活を送れる地域社会の形成を促進します。

1. 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

県民の誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちを実現するため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、行政、県民、事業者等が各々の役割を果たしながら連携・協力して取り組む県民運動を推進します。また、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」及び「防犯カメラの設置

及び運用に関するガイドライン」の普及啓発など、安全・安心なまちづくりの促進に取り組むとともに、「犯罪被害者等支援条例」の趣旨を踏まえた犯罪被害者等見舞金の給付など犯罪被害者等へのより一層の支援や、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運営など、被害者一人一人の状況に応じた適切な支援を行います。

2. 食の安全安心の確保

県民が健やかな食生活を営むため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して持続的かつ着実に食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開するとともに、消費者への啓発や事業者に対する監視指導のほか、小規模事業者の導入が課題となっているHACCP制度の定着に向けた取組にも力を入れ、安全で安心できる食の実現を図ります。

また、令和5年5月に終了した「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」に代わり、飲食店が自主的に実施する基本的な感染防止対策のPRを可能とした「感染対策取組店」の普及を引き続き推進します。

3. 生活衛生対策の推進

生活衛生に係る危害発生を未然に防止するため、理美容所や旅館、公衆浴場等生活衛生関係営業施設の監視指導に取り組み、衛生水準の向上を図ります。また、安全な水道水が供給されるよう水道事業者等に対して水質に係る指導監督を実施します。

加えて、人と動物が真に共生できる社会の構築を図るため、「宮城県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や収容した犬・猫へのミルクボランティア事業等を通じ、犬・猫の引取数の削減と譲渡の促進に取り組む、可能な限り殺処分ゼロを目指します。また、近年数多く発生している多頭飼育問題に取り組むとともに、動物の適正飼養及び終生飼養をはじめとする動物愛護思想の醸成を図ります。

4. 消費生活の安定と向上

県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、「消費生活の安全・安心の確保」及び「自立した消費者の育成」などの消費者施策に取り組んでいきます。また、施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある「ライフステージに応じた消費者教育の推進」及び「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」などを重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

さらに、引き続き、悪質商法等による消費者トラブルや成年年齢引下げによる若年者の消費者トラブル等の相談状況を踏まえ、適時適切な注意喚起と啓発を行います。

Ⅲ 協働共創社会の実現

環境生活部では、一人一人のいきいきとした県民生活の実現を目指し、次の4つの主要施策を展開することにより、文化芸術の振興、男女共同参画の推進、NPO活動などの促進、青少年の健全育成等に努め、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感でき、多様な主体が参加する地域社会の形成を促進します。

1. 文化芸術の振興

「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村や文化関係団体、文化施設、芸術家等と連携を図りながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、文化芸術の持つ力を活用し、被災者の心の復興をはじめとする社会課題の解決につながる取組について、重点的に展開していきます。また、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や東北6県と仙台市で実施する「東北文化の日」事業への参加促進を図るとともに、県内の文化芸術団体が行う芸術祭等の取組を支援し、活発な創作活動を行い優れた作品等を発表した者を表彰します。

さらに、東京エレクトロンホール宮城（県民会館）及び慶長使節船ミュージアムの適切な管理運営を行うほか、新たな県民会館について

は、みやぎNPOプラザとの複合施設の設計業務を完了し、工事発注の手続きに着手するとともに、管理運営計画の策定等を進めます。慶長使節船ミュージアムについては、牡鹿地域の文化観光の拠点となるよう、年度内のリニューアルオープンに向けて展示改修等を進めます。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進します。また、更なる女性活躍に向け、経済団体との連携や、企業の取組に対する支援等を通じて女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、NPO等多様な主体と連携したイクボスフォーラムや各種セミナー等の開催により、広く県民への理解の浸透を図ります。特に、若年女性の県外への流出が課題であることから、県内定着に向けて取組を進めます。

さらに、男女共同参画についての相談窓口の運営のほか、県内各地域において困難や不安を抱える女性への相談対応など、性別に関わらず生きがいを持って生活できる地域づくりに取り組めます。

3. NPO活動と県民運動の促進

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」の運営や、各地域のNPO支援施設等の機能強化に取り組むとともに、新たな中核拠点施設では、県民会館との複合化のメリットを活かし、NPO活動に関わる人の増加や多様なNPO活動が可能となるよう検討を進めます。また、NPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」の機能向上や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動であるプロボノの取組の推進、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じ、NPOと多様な主体との協働を図ります。

さらに、活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る運動」を推進します。

4. 青少年の健全育成の推進

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全育成活動や有害環境浄化活動に取り組む青少年専門員を配置するとともに、青少年のインターネットの安全利用を促進するため、青少年健全育成条例の普及啓発活動に関係機関と連携して進めます。また、「子ども・若者支援地域協議会」の開催や「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」の運営に加え、県南圏域での相談窓口の開設を通じて、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援体制の強化を図ります。

さらに、宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県の様々な政策課題等について意見表明する機会の提供など、青少年の社会参画に取り組みます。

IV 被災地の復興完了に向けたサポート

環境生活部では、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続するほか、被災者の心の復興に向けて、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かした取組を継続し、

被災地も含めた持続的な未来づくりを推進します。

食品等の放射性物質の検査を行い、その結果について、インターネット等により迅速かつ分かりやすく公表し、放射線等に対する不安払拭や風評の解消等に努めます。

放射性物質に汚染された廃棄物については、指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町等の取組を支援します。また、指定廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で改めて市町村長会議等で議論し、その結果を踏まえて、処理責任を負う国に対し、適切な対応を求めています。

除染により発生した除去土壌等については、国の動向を踏まえ、関係市町に必要な支援を行うとともに、国に対し、県民全体が受け入れられるような処分基準の策定等を求めています。

さらに、被災地の復興や被災者の生活支援等を促進するため、NPO等による復興・被災者支援の取組等を支援します。加えて、被災者の心身の健康の維持・向上に向け、様々な分野で行う「心の復興」への取組を支援します。

令和 6 年度 仙台市環境局主要事業

仙台市環境局

仙台市では、環境づくりの基本的な方向性を定めた「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」を令和 6 年 3 月に改定し、良好な環境を維持・向上させ、将来へと確実に継承していく環境施策を推進しています。

プランに掲げる温室効果ガスの削減やごみ減量等の目標達成に向け、本年度は下記の実施計画を進めます。

I 脱炭素都市づくり等推進

1. 事業目的

「杜の都環境プラン」に掲げる「脱炭素都市づくり」の実現に向け、市民・事業者等との連携により、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進する。

2. 事業概要

(1) 脱炭素都市づくり推進 916,539千円

① 脱炭素先行地域づくり (389,100千円)

定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア、東部沿岸エリアの一部において、2030年度までに電気の使用に伴うCO2排出量を実質ゼロとする「脱炭素先行地域づくり」に取り組む。

② おうちのゼロカーボンまるっと応援パッケージ (170,464千円)

家庭における温室効果ガスの排出削減に向け、高断熱住宅や省エネ・再エネ設備の普及促進に取り組むとともに、支援策について市民にわかりやすく発信する。

③ 事業者のゼロカーボンまるっと応援パッケージ (73,778千円)

事業者の脱炭素経営を後押しするため、本市の事業者向け施策を拡充したうえでパッケージ化し、わかりやすく発信する。

④ せんだいE-Action推進 (5,935千円)

市民・事業者と協働で3E（「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」）を推進する。

⑤ 電動車等率先導入 (62,363千円)

移動に際して環境への負荷が小さく、災害時には電力供給源としても有用なEV（電気自動

車）等を率先導入し、市民への普及啓発を図る。

⑥ 公共施設における温室効果ガス削減推進 (86,779千円)

LED照明や太陽光発電設備の導入を推進する。また、令和 5 年度から取り組んでいるモデル施設のZEB化に向け、実施設計を実施する。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

⑦ 次世代エネルギー創出促進等 (30,262千円)

民間事業者によるクリーンエネルギーを使った発電設備等の設置や次世代エネルギーの研究開発プロジェクト等の誘致を図るとともに、企業や大学等との連携の下で次世代エネルギーに関する研究開発・実証実験やエネルギー効率の高い地域モデルの形成に向けた取り組みを推進する。

⑧ 防災対応型再生可能エネルギー導入 (91,194千円)

環境負荷の低減と併せ防災性の向上を図るため、指定避難所等に導入している防災対応型太陽光発電システムの適切な運用、管理を行う。また、災害時において地域の防災拠点となりうる民間施設を対象として、太陽光発電設備等の導入費用に対し補助を行う。

⑨ 農地を活用した再生可能エネルギー導入 (3,300千円)

再生可能エネルギーの更なる普及を図るため、農地を活用したソーラーシェアリングのモデル創出に取り組む。

⑩ 太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等促進 (3,364千円)

太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例の周知及び専門的な知見を有する事業者による施設の実態調査を行う。

(2) 行動する人づくり 16,560千円

① せんだい環境学習館運営

② せんだい環境学習講座の実施

- ③ せんだいゼロカーボン市民会議の成果を活用した普及啓発

- ④ その他環境教育・学習の推進

(3) 生物多様性保全推進 5,120千円

- ① 生物多様性についての市民啓発

- ② 自然共生サイト推進

(4) 杜の都環境プラン基礎調査 3,998千円
令和7年度の間評価に向け、定量目標の達成状況等を把握するための基礎調査を実施する。

II 資源循環都市づくり推進

1. 事業目的

市民・事業者との協働により、生活ごみ及び事業ごみの減量・リサイクルの取組を進め、資源循環都市づくりを推進する。

2. 事業概要

(1) 資源物の分別排出推進 5,862千円

- ① 分別促進キャンペーン実施 (1,392千円)

仙台市一般廃棄物処理基本計画において重点取組みに位置付けるプラスチック等の分別徹底を呼び掛ける資源分別キャンペーンを展開する。

- ② プラスチック資源循環の「見える化」 (348千円)

民間活力を活用してリサイクルプラスチック製品を製造し、イベントでの活用やワークショップの開催等を通して、資源循環の啓発を図る。

- ③ 資源循環分野の人づくり (4,122千円)

資源循環分野における人づくり、企業・団体・大学等との連携による新たな取組み創出を目指し「せんだいリブート」を実施する。

(2) 食品ロス削減の推進 10,655千円

- ① 家庭での食品ロスの削減 (2,530千円)

食品ロス削減の実践行動を広く普及させるため、「せんだい食エコリーダー」による講座を開催する。

- ② 小売店等での食品ロスの削減 (2,042千円)

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消

費者に割引いて提供するマッチングサービスを運用する。

- ③ 飲食店等での食品ロスの削減 (523千円)

飲食店等と連携し、食べきを推奨するキャンペーンを展開する。

- ④ フードドライブの実施 (1,560千円)

民間企業等の協力のもと、家庭の未利用食品を集めてフードバンク団体等に提供するフードドライブを行うとともに、認知度向上に向けた取組を継続して行う。

- ⑤ フードバンク活動支援助成 (4,000千円)

本市で実施するフードドライブ事業に協力するなど食品ロスの削減に積極的に取り組み、かつ、食糧の確保に困難を抱えた生活困窮者に食糧提供を行うフードバンク団体の活動を支援する。

(3) 一般廃棄物処理実態等調査 19,588千円

一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに向けた各種調査のほか、家庭ごみ等有料化の評価検証等を行う。

(4) 定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業 11,889千円

定禅寺通等において、飲食店から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進するモデル事業を実施する。

(5) 家庭ごみ収集運搬ルート最適化実証 8,493千円

将来の生活ごみ収集運搬体制のあり方を検討するため、GPSやAI等のデジタル技術を活用し、ごみ収集情報を入手・解析のうえ、最適化を図る実証を行う。

(6) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル 4,256,219千円

- ① ごみ減量キャンペーン等 (46,178千円)

- ② 資源物リサイクルの推進 (3,417,344千円)

缶・びん・ペットボトル等やプラスチック、紙類など様々な資源物の収集・選別などを適切に行う。

③ 生ごみの減量とリサイクルの推進
(15,164千円)

生ごみ堆肥化容器及び家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業のほか、生ごみ減量・リサイクルに関する情報発信や電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみと野菜の交換事業等を実施する。

④ 家庭ごみ等指定袋製造・保管配送
(711,983千円)

⑤ 地域ごみ出し支援活動促進
(2,753千円)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者等へごみ出し支援を行った地域団体に対し、奨励金を交付する。

⑥ 地域の快適環境づくり (62,797千円)

(7) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル 87,359千円

① 減量や資源物リサイクルの推進
(30,639千円)

学校給食生ごみ等の資源化に取り組むなど、事業ごみの減量・リサイクルを進める。

② 事業者向け広報啓発・指導等
(8,689千円)

③ 環境配慮事業者の普及拡大 (923千円)

④ 産業廃棄物処理指導 (47,108千円)

(8) 松森工場基幹的設備改良 4,018,464千円
松森工場（ごみ処理施設）について、令和3～7年度の5カ年計画で、施設の長寿命化、省エネルギー化及びライフサイクルコストの削減を図るための工事を実施する。

(9) 今泉工場建替 157,205千円
安全・安心かつ安定的なごみの処理体制を確保するため、老朽化した今泉工場の建て替えを行うこととし、令和13年度の新ごみ焼却施設稼働を目標に検討を進める。

令和6年度 仙台市健康福祉局主要事業

仙台市健康福祉局

1. 地域福祉の推進

令和3年3月に策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」の基本理念「ともに生き、支えあうまち」、基本目標「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」に基づき、各種施策を推進する。

- (1) 地区社会福祉協議会が主体となり、地域での見守りや生活支援、サロン活動を行う小地域福祉ネットワーク活動や民生委員児童委員による見守りや相談助言などを通じて、地域主体の支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに推進する。
- (2) 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを図ることで、地域課題解決に向けた住民主体の活動について支援を行う。
- (3) 生活保護に至る前の経済的に困窮している方の自立支援のため、アウトリーチを含む生活相談や就労支援、家計改善支援等を実施する。また、路上生活者等に対し、生活支援等を行う自立支援ホームや個室型の宿泊場所の運営、巡回相談員の配置による相談・助言、シャワー提供による衛生状況改善等の支援を行い、路上生活からの脱却や自立した生活の定着を図る。
- (4) 各福祉事務所に就労支援相談員を配置し、生活保護を受給されている方に対して自立支援プログラムを実施するとともに、通常の就労指導では自立が困難な方に対し、キャリアカウンセラー等による就労支援や短期の就業体験等、就労意欲喚起を中心とした就労準備のための支援を行う。
- (5) 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でなくても地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護のための地域の仕組みづくりを進める。

- (6) 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活の継続を支援するため、保護観察所や刑務所、少年院など国の機関、医療・福祉・更生保護の関係団体等との一層の連携を進める。

2. 障害者保健福祉の推進

障害者保健福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる」を基本目標に据え、各種施策を推進する。

- (1) 障害者の自立を支援するため、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービスなど各種障害福祉サービスの給付事業を行う。
- (2) 日中活動及び生活の場について、創作や生産活動の場を提供する。また、特別支援学校を卒業する知的障害のある方の受け入れ先確保策として、今後需要超過が見込まれる区への民間による生活介護事業所の整備への補助を行うなど、障害福祉サービス事業所の整備を進める。
- (3) 仙台市自殺対策計画に基づき、現状に即した自死予防の施策を講じる。「仙台いのち支えるLINE相談」では、SNSを活用し、専門のカウンセラーが相談対応を行うとともに、「暮らし支える総合相談」では、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、ソーシャルワーカーによる伴走型支援を行う。さらに、若年者を対象とした心身の不調への気づき等を促すためのゲートキーパーに関する啓発や、職場内での早期対応を促すための企業向けゲートキーパー養成研修に取り組む。
- (4) 障害児の療育支援として、未就学児の発達への援助・集団生活への適応のための支援のほか、児童発達支援センターにおいて、地域支援機能の拡充による幼稚園・保育所等在籍児への支援・保護者支援の充実として、発達に不安を抱える未就学児の保護者を対象とした

ペアレント・プログラムや初期支援プログラムを実施する。

- (5) 障害者の就労を支援するため、障害者就労支援センター（はたらポート仙台）において障害者の就労全般にわたる総合的な支援を行うとともに、障害者を雇用しやすい環境づくりに向けた連携促進や広報啓発に取り組む。また、常時介護を必要とする重度障害者等の日常生活に係る支援を通勤中・就業中に実施する。
- (6) 障害者スポーツの普及や競技力向上、市民への啓発イベント等を通じ、パラリンピックを契機とした障害理解のさらなる促進を図る。
- (7) 難病患者への支援を充実させるため、難病サポートセンターにおいて、難病患者の医療、福祉、介護等に係る生活支援や就労支援にあたりとともに、相談に携わる人材の育成等、難病患者等に対する相談支援体制を強化する。
- (8) 重度障害者への支援を充実させるため、グループホーム事業者等に対して強度行動障害支援者養成研修費の補助を行うほか、入居者の行動特性に応じた設備の補強や補修等に要する費用を補助し、行動障害者の支援体制整備を促進する。また、医療的ケアが必要な重度障害者の住まいの確保に向け、医療的ケア障害者対応型のグループホーム運営費補助を実施するとともに、医療型短期入所事業の取組みを進める。
- (9) 障害者差別解消の推進に関する本市条例に基づき、差別に関する相談への対応を行うとともに、障害理解サポーター事業等を実施し、市民や事業者等への理解・啓発に努める。あわせて、職員対応要領の着実な実施に向け、庁内体制の整備に取り組む。
- (10) 地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害者福祉センターを市民センターとの複合施設として青葉区旭ヶ丘地区に整備するため、設計等を行う。
- (11) 複合的な課題を抱える障害児者やその家族への支援を強化するために、基幹相談支援センターの委託に向けた準備を進め、相談支援事業所等の人材育成等、相談支援体制のさら

なる充実を図る。

- (12) ひきこもり対策について、中核を担うひきこもり地域支援センターにおいて、職員を1名増員し、支援体制の強化を行うほか、親なきあとの経済的な悩みの解消を図るため、ひきこもり状態や障害のある子を介護する親を対象とした相談支援や普及啓発を行う。また、ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象にした、オンラインの居場所を開設し、同じ悩みを抱える方同士の交流や専門職による個別相談を提供する。

3. 高齢者保健福祉の推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である、「共に支え合い、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現」に向けて、各種施策の着実な推進を図る。

- (1) 高齢になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を送り、一人ひとりが自立した生活を送れるよう、フレイルの気付きと自分事化を促進するため、ICTを活用したフレイル予防推進やフレイル予防アウトリーチ支援事業、フレイル予防応援教室等を通じ、介護・フレイル予防の必要性が高い方の把握やセルフケアを促進するための普及啓発を進める。また、訪問・通所連動型短期集中予防サービスにより、効果的かつ効率的に心身や生活機能回復を図れるように支援する体制を整える。さらに、地域で自主的に運動に取り組むグループの創設やそれを担うボランティアの育成、市民協働フレイル予防事業等を通じ、地域における高齢者同士の支え合いや担い手の育成、活躍できる場の創出等、介護・フレイル予防に取り組めるよう地域づくりを含めた取り組みを進める。
- (2) 多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、住民主体の訪問型生活支援活動を実施するボランティア団体等の立ち上げと、各ボランティア団体の持続可能な活動に向けた支援など、高齢者の生きがいがいづくりや社会参加の取組みを進める。
- (3) 緊急通報システムの貸与、食の自立支援サービス、介護用品の支給など多様なサービスを提供し、高齢者が自立し安心して暮らせる環境づくりを進める。

- (4) 市内53か所の地域包括支援センターに各1名配置している第2層生活支援コーディネーターと、市社会福祉協議会の各区事務所と宮城支部に各1名配置している第1層生活支援コーディネーターが互いに連携し活動しながら、地域支え合い体制づくりを進める。
- (5) 介護予防・自立支援の視点をより重視した介護予防ケアマネジメントの実施に向けた取組みを通じて、高齢者の在宅生活を支援する。
- (6) 認知症の本人と家族等からのメッセージ動画の普及啓発や、認知症カフェ等に認知症の本人を派遣するピアサポート活動支援事業を通じ、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取組みを推進する。また、認知症の人と家族への一体的支援の実施や、認知症の人が安心して買い物ができる体制づくり等、認知症の人と家族が希望を持って暮らし続けることができる取組みを強化する。
- (7) 特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の建設に対して補助を行うほか、特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する助成等により、介護サービス基盤の整備を進める。
- (8) 喫緊の課題となっている介護人材不足に対応し、将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、働きやすい環境づくりの支援や介護職の魅力発信を進めるとともに、事業所における介護助手や外国人人材の活用、未就業の有資格者への就業促進事業など、多様な人材を確保するための取組みを推進する。

4. 保健衛生の推進

市民が健康で安心して暮らせるよう、社会全体で市民の健康づくりを支える環境整備を推進するとともに、疾病対策や救急医療体制の確保等の取組みを総合的かつ計画的に推進する。

- (1) 「仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）」に基づき、健康的な生活習慣によって病気のものを予防する一次予防に焦点を当てた、胎児期から高齢者までのあらゆる世代の市民を対象とした健康づくりを推進する。市民一人ひとりの将来の健康を見据え、こころとからだの健康づくりと、そのための社会環境の改善・整備を一体的に推進することで「健康の都 せんだい」の実現を目指し、健康寿命の延伸に向けて取り組みを進めていく。
- (2) 「仙台市食育推進計画〔第3期〕」に基づき、市民が食への関心を持ち、健康や伝統的な食文化、環境などを考えた食習慣の実践をすることでよりよい未来を次世代につなぐことを目指し、家庭を取り囲む様々な関係機関・部局が食育の取り組みを推進する。
- (3) ライフステージに応じた健診を実施するとともに、各種がん検診などの受診率向上に向け、協定を締結している企業等と連携し、予防啓発の取組みを推進する。
- (4) 医療需要の増加が見込まれる中で、限りある医療資源を効率的・効果的に活用し、適切で切れ目のない医療提供体制を持続的に確保していくため、「仙台市医療政策基本方針」に基づき各般の医療政策を推進する。
- (5) 感染症対策として、各種感染症の発生時対応、インフルエンザ等の流行状況調査、結核健診、結核医療費の公費負担及び登録医療機関での肝炎ウイルス検査・風しん抗体検査を実施する。加えて、本年3月に策定した仙台市感染症予防計画等に基づき、関係機関との連携のもと、感染症の予防に関する人材の育成等の新興感染症に備えた取組みを推進する。
- (6) エイズ性感染症対策として、無料匿名のHIV検査を区役所（平日日中）やAER等（平日夜間および休日）において、梅毒検査と併せて実施するとともに、対象を男性に限定した検査会、HIV検査普及週間、世界エイズデーと合わせた検査会を年3回開催する。また、検査結果が陽性となった方を円滑に治療に結び付けること等を目的として、医療機関と連携した有料記名の検査を6月より新規開始する。
- (7) 予防接種については、風しんの抗体価が低い世代の男性を対象とした風しん予防接種、HPVワクチン（子宮頸がん予防）の接種勧奨差し控えにより接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を実施するなど定期の予防接種を実施するほか、過去にHPVワクチン

ン（４価または２価）を自己負担で接種した方への任意接種費用の助成を実施する。加えて、おたふくかぜについて任意接種費用の一部助成を実施する。また、新型コロナウイルスワクチンについて、定期接種に向けた体制整備を進め、着実な実施を図る。

- (8) 食品の安全性確保対策として、食品関連事業者への監視指導の強化や検査体制の充実を図る。法改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認に取り組むほか、消費者、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを推進する。
- (9) 入浴施設を原因とするレジオネラ症防止のため、旅館や公衆浴場の自主衛生管理の推進を強化するとともに、講習会等を通じて衛生意識の向上に取り組む。
- (10) 市場を流通する食肉の安全性を確保するため、と畜場法に基づき、搬入された家畜のと畜検査及びと畜場に対する外部検証を実施する。また、食肉市場内の食肉処理業者に対しては、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を適切に運用していることを確認する。
- (11) 「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適切な管理について普及啓発を行い、人と動物が共に健康に生きていけるまちを目指す。

指す。

- (12) 老朽化に伴う衛生研究所庁舎再整備について、令和７年度の移転に向け、現在、移転先用地に新庁舎を建築中である。新庁舎での業務開始に向けた準備を進めつつ、公衆衛生及び環境保全に係る試験研究業務を担う施設として機能強化を図っていく。

5. 被災者生活再建支援の推進

地域団体等の関係機関と連携しながら復興公営住宅およびみなし仮設住宅入居者を対象に、生活再建等の相談・支援を実施する。

- (1) 東日本大震災で被災され本市内のみなし仮設住宅に入居する世帯は県外で被災された世帯のみとなるが、仮設住宅の供与終了までに、新たな住まいへ円滑に移行できるよう、被災元自治体とも連携しながら、支援を実施する。
- (2) 復興公営住宅において、経年による健康状態の悪化や孤立が懸念される高齢者のみ世帯等への見守り体制を維持するとともに、入居された方々が町内会活動を主体的・継続的に行えるよう、人材育成やコミュニティの活性化に向けた支援について、区役所や社会福祉協議会、支援団体等との連携により取り組む。

令和6年度 仙台市こども若者局主要事業

仙台市こども若者局

仙台市では、「子どもたちがすこやかに育つまち・子育てのよろこびを実感できるまち 仙台」の実現に向け、「仙台市すこやか子育てプラン2020」を令和2年3月に策定し、子どもたちの安全・安心な環境の確保、子育て家庭の負担軽減の取組などを中心に、子どもの育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進している。同プランに掲げる基本施策を基に、本年度は以下の取組を進めていく。

(1) 子どものすこやかな成長を支える取組の充実、子どもの安全・安心の確保

① 幼児教育の充実

幼稚園や保育所等における幼児教育の充実に向けた取組を推進するとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及に向け、既存の幼稚園及び保育所が移行する際の相談等に対応する。

② 豊かな心の育成

児童生徒の心のケアや道徳教育、命を大切にする教育、情報モラル教育の推進など、子どもの豊かな心の育成に向けた事業を推進する。

③ すこやかな体の育成

食育の推進や、子どもの体力・運動能力向上のための取組の充実を図るなど、子どものすこやかな体の育成に向けた事業を推進する。

④ 確かな学力の育成

小学校への円滑な適応を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との相互理解や緊密な連携を進めるとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上を図るなど、確かな学力の育成に向けた事業を推進する。

⑤ 社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

中高生が乳幼児と触れ合う機会や、児童生徒が地域でボランティア活動を行う機

会、職業体験の機会、自然とふれあう体験の機会、読書を楽しむ機会をつくるなど、体験参加型の学びの場や読書環境の充実を図る。

⑥ 遊びの環境の充実

体を動かして遊ぶことが子どもの大切な学びであることなど、子どものすこやかな成長にとって「遊び」のもつ重要性を再認識し、子どもの遊びという視点からの環境整備、遊びの機会の確保に努める。また、都市公園や児童館など本市のさまざまな都市資源の状況と、遊び場としての活用策の調査・研究など、子どもの遊びの環境の充実に向けた取組を推進する。

令和6年度は、既存資源の活用を図りながら自由な遊びの場を各区で展開するとともに、遊び場の担い手やプレーリーダーの育成を図る。また、都心部の賑わい創出に資する遊び場について調査、検討する。

⑦ スポーツ・文化に親しむ環境づくり

スポーツ活動への参加の機会の拡大や音楽等の芸術文化に親しむための環境づくりなど、子どもの豊かな感性と創造性をはぐくむための取組を推進する。

⑧ 子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実

放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブなどの充実を図るとともに、子どもにとって安心・身近な居場所づくりや、中高生の自主活動等のサポートを通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、社会参加に必要な資質を養う機会を提供するなど、子ども・若者の健全育成に取り組む。

令和6年度は、大規模児童クラブの職員体制を強化するほか、長期休業期間中の児童クラブへの注文弁当配送のモデル事業を実施する。また、児童の生活の場・遊び場としての環境改善のため、児童クラブにお

いて十分な活動スペースの確保や備品等の配備を進める。

⑨ 児童虐待防止対策の充実

児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など児童相談所の体制・機能の強化や、区役所等における総合的な相談支援体制を充実させるとともに、さまざまな関係機関が連携し、子どもの安全の確保と保護者への支援の充実を図る。また、母子の心身が不安定となる産前・産後のサポート体制を強化するとともに、要支援家庭の早期発見を図る。

令和6年度は、民間団体と協働し、養育上の課題を抱える親子の関係再構築に向けた支援を開始する。

⑩ いじめ防止等対策の総合的推進

いじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を確保するため、課題の改善を図るとともに、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発を行うなど、いじめ防止等対策を総合的に推進する。

⑪ 安全・安心な環境の確保

通学路等の生活環境の安全確保や地域の見守り活動等による防犯対策、交通安全対策の推進など、子どもにとって安全・安心な環境づくりを進める。

⑫ 不登校・ひきこもり等への支援の充実

不登校児童生徒等への居場所づくりや、相談支援体制の充実を図り、不登校やひきこもりの子どもが社会的に自立して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組む。

令和6年度は、ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象にオンラインの居場所を開設し、同じ悩みを抱える方同士の交流の機会や個別相談を提供する。あわせて、不登校児童生徒にオンラインの居場所及び学習支援を提供する。

⑬ 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

こども若者相談支援センターにおける「ふれあい広場」や市内3か所の「ふれあい広場サテライト」などを通じて、高校生の職業体験の機会の充実や青少年の就労支

援の推進などに取り組むほか、子ども・若者自身や保護者が抱える不安や悩みに対する相談支援などの充実を図る。

令和6年度は、SNS（LINE）を活用し、若者の相談に対応する。

⑭ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

家庭養育優先原則のもと、代替養育を必要とする子どもの福祉の向上を図るため、児童養護施設の小規模化や地域分散化を進めるとともに、里親やファミリーホームへの児童の委託を推進するため、里親支援の充実を図る。

令和6年度は、里親支援センターにおいて制度の普及促進や研修などの里親支援を包括的に実施する。また、一時保護中の児童が、一時保護所から在籍校に登校する際の交通費を支給する。

(2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

① 母子保健の充実

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導などの充実を図るとともに、産後間もない時期における産後うつ予防や産婦の心身のケア、子どもの発達に係る相談の充実など、母子の健康の保持・増進のための取組や、医療機関等との連携の強化を推進する。

令和6年度は、市立小中高校において、助産師による健康講話等を行う思春期保健健康教育の実施校数を増やすとともに、若い世代が、自らのライフプランや健康について考えることができるよう、プレコンセプションケアの取組を推進する。

② 小児医療、学校保健の充実

市内の小児科において、仙台市医師会の協力のもと、日曜日及び祝日等に在宅当番医制を実施し、小児救急医療体制の確保を図る。また、学校における保健教育の充実や、予防接種による子どもの感染症予防の推進、学校保健の充実を図る。

③ 子育てに関する不安・負担の軽減

子育て家庭への訪問相談といったアウトリーチ型の相談機能や、子どもの発達など

に係る相談機能を充実させるとともに、のびすく（子育てふれあいプラザ等）など、地域において子育て家庭同士が交流できる場を充実させ、子育てに関する不安・負担の軽減と子育て家庭の孤立化の防止を図る。

④ 子育てに要する経済的負担の軽減

健康診査にかかる費用、小・中学校の給食費や学用品費等の援助などのほか、子ども医療費助成の拡充を進めていくなど、子育てに要する経済的負担の軽減を図る。

⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

各区役所等に「子ども家庭応援センター」として、子ども・子育て家庭に対する総合的な支援体制を構築し、相談支援機能等の強化により、子ども・子育て家庭のさまざまなニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確保を図る。また、のびすくや児童館、保育所等における身近な地域での相談支援、電子メールによる情報提供など、多様な情報提供・相談支援の充実を図るとともに、育児に関する知識の習得・向上を図るための家庭教育の推進など、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進する。

⑥ 教育・保育基盤の整備

子育て世帯が増加し、保育ニーズの増加が見込まれる地区を中心に保育基盤の整備を進め、地域における保育ニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図ること等により、持続可能な教育・保育体制の確保を図る。

令和6年度は、詳細な保育需要の分析等を通して、今後の保育提供体制の方向性の調査、分析を行う。

⑦ 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭のさまざまなニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、保育所等の一時預かりなど、多様な保育サービス等の充実を図る。

令和6年度は、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる新たな制度（（仮称）こども誰でも通園制度）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

⑧ 保育の質の確保・向上

日常的に子どもと接する教育・保育従事者の人材の確保・育成や研修の充実、地域拠点保育所として位置づける公立保育所における地域の保育施設を対象とした相談支援、認可外保育施設に対する指導・助言などにより、保育の質の確保・向上を図る。

令和6年度は、合同就職説明会の実施及び求人サイトへの本市特設ページ開設により、私立保育所等の魅力や本市施策等を発信し、保育士人材確保対策を推進する。

⑨ 幼児教育の充実（再掲）

⑩ 子どもの貧困対策の推進

生活困窮世帯の子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして、中学生を対象とした学習支援や高校生の中途退学の未然防止、地域における「子ども食堂」への活動支援などに取り組むほか、支援を必要とする子どもが早期に支援につながるための体制を構築するなど、貧困の連鎖を防止する。

⑪ ひとり親家庭等への支援の充実

関係機関と連携し、ひとり親家庭やDV被害者、難病の子どもと家族、外国につながる子どもと家族など、さまざまな困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図る。

令和6年度は、課題を抱える家庭の小学生を対象として、基本的な生活習慣の習得等を目的とした支援を試行的に行う。

⑫ 障害のある子どもなどへの支援の充実

障害のある子どもの成長を支えていくため、年齢、発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、保育所、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの保育及び療育環境の充実を図る。また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談支援などによって子育て負担の軽減を図り、子どもと子育て家庭の生活の質の向上に取り組む。

令和6年度は、保育所等における重度の障害がある児童等の受入れ開始に伴い、公立保育所において必要な備品購入やAED設置等の環境整備を行う。

(3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

① 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

育児サークルや託児ボランティア等の地域における子育て支援団体の活動を支援するとともに、子どもや子育て家庭に関わるさまざまな支援者同士の連携の強化を図る。

② 地域における児童虐待防止対策の充実 (児童虐待防止対策の充実の一部再掲)

区役所等における妊娠期からの相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関と連携し、子どもの保護・支援と保護者への支援の充実を図る。

③ 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

幼稚園や保育所、認定こども園、児童館といった、日常的に子どもと接する施設の職員の資質の向上を図るとともに、子育て支援に関する講座や研修会の開催などにより、地域で子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成や、支援者同士の交流機会の充実などに取り組む。

④ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

のびすくや児童館のほか、地域の子育て支援拠点と位置づけた幼稚園や保育所、認定こども園における子育て支援センター・支援室、学校等において、相談機能の強化や子どもと子育て家庭が交流できる場や機会の充実を図る。

⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた家庭・企業等における取組の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けたリーフレットの配布等による啓発を行うとともに、企業等の子育て支援の取組を促進する。

令和6年度は、男性の育児休業取得を促進するため、男性従業員が一定期間以上の育児休業を取得した企業へ奨励金を交付す

る。

⑥ 女性の就労継続・再就職の支援促進

女性の就労継続・再就職の支援促進のための講座開催や、女性の人材活用等に関する企業への働きかけなどの取組を推進する。

⑦ 男女がともに担う子育ての推進

子育てへの父親の参加を促進するための講座等の企画や啓発の取組を充実させていくなど、男女がともに担う家事・育児の推進に取り組む。

⑧ 子育てを応援していく全市的な機運の醸成

子どもの権利に係る意識の啓発を図っていくとともに、多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図る。

⑨ 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開

子育てに関する情報を必要とする人に効果的に届けるため、ポータルサイトおよびスマートフォン向けアプリの運用等による情報発信の充実を図るとともに、子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子ども・子育てを応援していくプロジェクトを企画・実施する。

令和6年度は、幼児期から文化芸術に触れ合う機会を創出するため、幼稚園や保育所等にアーティストを派遣する事業を実施する。

⑩ 仙台子ども財団への運営費等助成

子どもを中心とした社会づくりを目的に令和5年11月に設立した仙台こども財団に対して、子ども・子育て支援事業に係る運営費等を助成する。

⑪ 結婚新生活支援

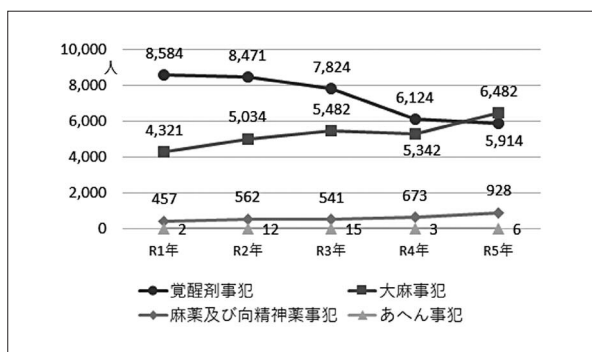
令和6年度より、結婚して新生活を始める若い世代を対象に、新生活のスタートアップに要する家賃や引越費用等の補助を行う。

宮城県の薬物乱用対策について

宮城県保健福祉部薬務課

1. はじめに

薬物乱用問題は、私たちが暮らす社会の中で憂慮すべき問題として益々深刻化しています。特に昨今は、覚醒剤事犯による検挙人員が減少傾向にある一方、大麻事犯による検挙人員は増加傾向にあり、警察庁の発表によると令和5年には統計を取り始めて以降、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回りました。また、大麻事犯全体に占める30歳未満の検挙人員の割合は約7割を占めるなど大麻の乱用拡大と低年齢化が著しいほか、若年層による市販薬の過量摂取、いわゆるオーバードーズの流行、さらには危険ドラッグ事犯の検挙人員が再び増加傾向を示すなど薬物乱用問題は、これまでにない新たな局面を迎え、さらなる対策の強化が求められています。



（出典）警察庁：組織犯罪対策に関する統計

【図1. 薬物事犯の検挙人員（国内）】

2. 宮城県薬物乱用対策推進計画について

このような情勢の中、宮城県では、県内の薬物乱用を根絶するため、平成11年度に「宮城県薬物乱用防止対策四か年計画」を策定したのを皮切りに、平成16年度には「宮城県薬物乱用防止戦略」を、平成21年度からは「宮城県薬物乱用対策推進計画（第3～5期）」を策定し、総合的かつ実効性のある薬物乱用対策を講じてきました。

令和6年4月からは、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を受けて、薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を明確にすべく、「宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）」を

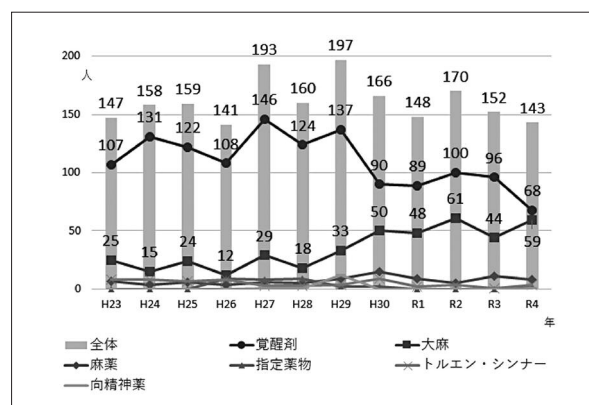
策定し、「啓発強化による薬物乱用未然防止」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止」、「指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止」という3つの基本目標を柱として、薬物乱用対策に取り組んでいるところです。

3. 薬物事犯の現状と主な取組み等について

本県の薬物事犯の現状や「宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）」に盛り込んだ主な取組み等は次のとおりです。

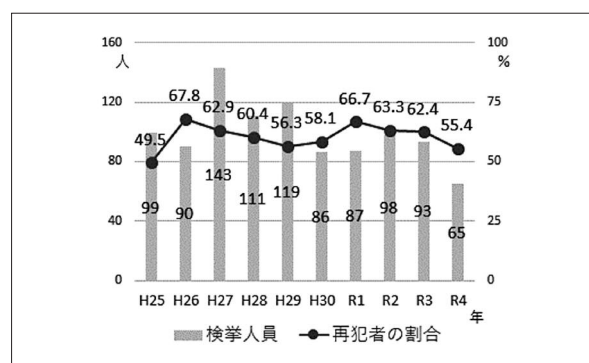
(1) 県内における薬物事犯の現状

- ・全薬物事犯の検挙人員は過去数年150人前後と横ばい傾向を示しています。



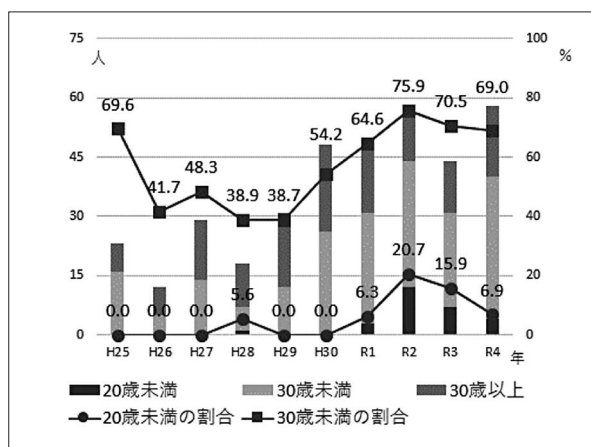
【図2. 薬物事犯別検挙人員（県内）】

- ・覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向を示しているものの再犯者率は依然6割前後と高水準で推移しています。



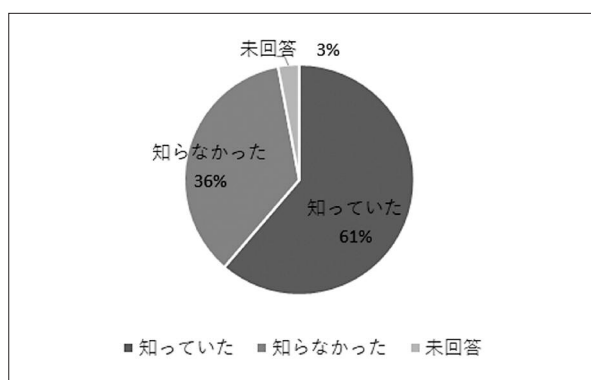
【図3. 覚醒剤事犯再犯率（県内）】

- ・大麻事犯の検挙人員は増加傾向にあり、検挙人員の約7割は30歳未満の若者です。



【図4. 大麻事犯検挙人員（県内）】

- ・県内の高校生を対象としてアンケートを実施したところ、約6割がオーバードーズについて知っており、多くが動画サイトやSNSで知ったという回答でした。（県内5校、回答数1,347名）



【図5. オーバードーズに関する認知度】

このような状況は、全国を対象とした統計とほぼ同様の傾向を示しています。

(2) 県内における課題と主な取組みについて

「宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）」の3つの基本目標を達成するため、各関係機関において計69の取組を展開し、目標達成を目指すこととしています。

〈薬物乱用未然防止対策〉

【課題】

- ・ネット上における大麻の有害性に関する誤った情報の流布や諸外国における嗜好用大麻の合法化といった国際的な潮流による大麻事犯の増加及び事犯者における高い若年層率

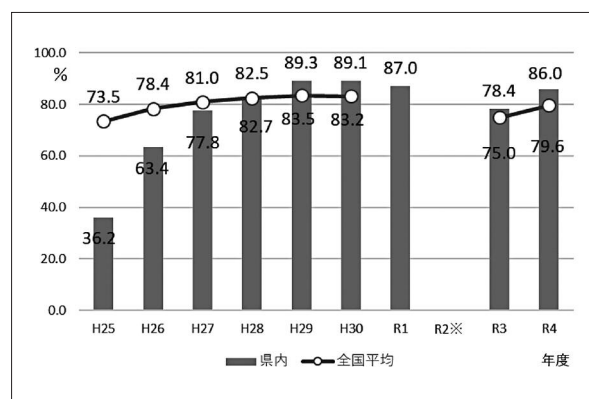
- ・薬局、ドラッグストア、ネット上で気軽に購入でき、家庭や学校で抱える精神的苦痛から逃れるための安易な選択として若年層に広がる市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）

【対策・目標】

- ・科学的知見に基づく危険性・有害性の正しい知識や、薬物乱用に至ってしまう社会環境への適切な対処法の周知
- ・啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い啓発活動の展開

【主な取組み】

- ・教育庁や県警、東北厚生局等と連携を図りながら、全ての小・中・高等学校及び義務教育学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室が開催されるよう取り組んでいます。（R2年はコロナ禍により未集計）



【図6. 薬物乱用防止教室の開催率（県内）】

- ・県が委嘱する薬物乱用防止指導員やヤングボランティア等と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などに伴う街頭活動を各保健所・支所単位で展開し、各地域において薬物乱用防止について啓発しています。（令和5年度は約7,000人に啓発）



【宮城県薬物乱用防止啓発キャンペーン】

- ・インスタグラムを活用し、県内在住の若者向けに大麻について注意喚起を図る動画を配信

しました。今後もデジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、大麻乱用やオーバードーズ防止等に係る効果的な啓発を実施していきます。



提供：公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

【大麻に関する動画（イメージ）】

- ・薬物乱用防止の啓発対象をこれまでの小・中・高等学校の児童生徒から、大学、専門学校生まで対象を広げ、若者の薬物乱用者増加の阻止を図ります。
- ・薬局やドラッグストアにおいて通常の服薬指導以外に加え、オーバードーズや違法薬物に関する相談も受けられるよう薬剤師、登録販売者、行政関係者間での情報共有を図り、ゲートキーパーの担い手を育成・整備していきます。

〈再乱用防止対策〉

【課 題】

- ・覚醒剤事犯の再犯者率の高止まりへの対応等、再乱用させない体制作り

【対策・目標】

- ・薬物依存症の治療から社会復帰への切れ目ない支援の実施
- ・薬物依存の問題を抱える者等への相談、支援や治療等に携わる関係機関の緊密な連携強化と支援・相談体制の積極的な周知

【主な取り組み】

- ・薬物乱用者（市販薬を含む）を対象とした回復プログラムやその家族を対象とした依存症家族教室等を開催し、当事者及び家族への薬物依存症に対する理解を深め、適切な治療や就労につながるよう取り組んでいます。
- ・民間支援団体や医療・福祉・行政等関係機関による密接なネットワーク体制を構築し、薬物依存症者への支援の充実化に取り組んでいます。

〈不正流通防止対策〉

【課 題】

- ・大麻事犯急増の早期鎮静化やオーバードーズ防止に向けた対策

【対策・目標】

- ・サイバー空間を悪用し、巧妙化、潜在化する密売事犯に対応するため、関係機関と連携した情報収集、共有体制の強化
- ・濫用等のおそれのある医薬品など市販薬の販売方法の適正化

【主な取り組み】

- ・県警等取締機関による密売組織や末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の根絶を図ります。
- ・医療機関や薬局に対し、医療用麻薬や向精神薬の適正管理を指導しています。
- ・薬局、ドラッグストアに対して濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について法令遵守を徹底させ、市販薬の販売体制適正化を促しています。

5. おわりに

薬物乱用の根絶は、行政機関の取り組みだけで実現できるものではありません。地域住民の方々それぞれが薬物に対する正しい知識を持ち“薬物乱用は絶対許さない”という地域社会を作ることが大変重要です。

今後も「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、その実現に向けて県民、事業者、民間団体、行政機関等地域社会を構成するすべての主体と共通認識のもと、薬物乱用対策を推進してまいります。

「宮城県薬物乱用対策推進計画」や「宮城県薬物乱用対策報告書」については、薬務課ホームページでご覧いただくことができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakurantisaku.html>



宮城県健康づくり優良団体表彰 ～スマートみやぎ健民表彰～

宮城県保健福祉部健康推進課

はじめに

宮城県では、行政、企業、医療関係団体、保険者、関係機関・団体の参画と協働により、健康に関する県民運動を推進し、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりの支援体制を構築するため、「スマートみやぎ健民会議」（以下「健民会議」という。）を基盤とした取組を推進しています。この取組の一環として、県内での主体的な健康づくり活動の奨励、拡大を図ることを目的として、職場や地域で積極的に健康づくりに関する活動を行っている団体及び自治体等を表彰する制度を設けておりますので紹介いたします。

1. 表彰制度の概要

この表彰制度は平成28年度からスタートし、令和5年度までに7回の表彰を行い、25団体が受賞しています。

(1) 表彰の対象・部門

県民運動の趣旨に賛同し、健民会議の構成員（会員企業・団体）又は地域住民に対する健康づくりの取組や、健康づくりに資する環境整備などの取組を実施している団体を対象とし、「企業」、「市町村」、「地域団体」及び「学校・保育」の4部門で表彰を行っています。

〔第1回（平成28年度）から第6回（令和4年度）の受賞団体〕

賞区分	部門	第1回 (平成28年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (平成30年度)	第4回 (令和元年度)	第5回 (令和2年度)	第6回 (令和4年度)
スマートみやぎ 健民大賞		角田市 健康ポイント制度を導入し、ウォーキング事業の参加者が3年間で約4倍となるなど市民一体の取組を推進している。	女川町 健康を土台に住民を増やす女川町健康プロジェクトを開始し、町を挙げて取組を推進している。	亘理町運動支援地域サポーター会 東日本大震災後、いち早く運動教室を再開する等、身近な運動指導者として住民を牽引している。	学校法人朴沢学園 仙台大学 運動指導力を養成された学生が地域の健康教室等に参加するなど、地域密着型で健康づくりを支援している。	東松島市 スポーツと食育を連動させた取組が特徴。SNSも多数発信している。	名取市 「元気なとり」減塩プロジェクトを実施。積極的な市民や地元企業・団体への働きかけ・協働により、地域ぐるみの取組で住民の健康づくりに寄与している。
	企業	ブライムアースEVエナジー株式会社宮城工場 健診後の改善支援や受動喫煙防止対策のほか従業員全員による健康宣言の実施など独自の工夫による取組を推進している。	YKK AP株式会社東北製造所 年間の事業計画を作成し、禁煙サポート等計画的に健康づくりに取り組んでいる。	株式会社大伸建設 健康経営の観点から医師による健康指導等仕事と健康管理の両立を支援している。	ラサ工業株式会社三本木工場 メンタルヘルスクア等の取組や保健所主催の運動企画への参加など、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる。	ゴリラガードギャランティ株式会社 社内で作るヨーグルトや勤務時間内の運動など、コストをかけずに工夫した取組が実施。	白石ポリテックス工業株式会社 アンバーサリー休暇制度の導入や手厚い産休・育休からの復帰支援を行う等、働きやすい職場環境の実現に力を入れている。
スマートみやぎ 健民優良賞	宮崎工業株式会社	宮崎工業株式会社	株式会社ミヤックス	—	—	—	—
	市町村	気仙沼市 「ころぶすなよ！海潮音体操あんだもはまらいいん！」を制作・普及し、体力向上の成果を上げている。	—	柴田町 町ぐるみの受動喫煙防止対策をいち早く開始し、全公共施設での敷地内禁煙を実現した。	山元町 「歩いておとく！健康ポイント事業」や「ハルしおレシビ集」の作成など健康づくりのきっかけづくりに取り組んでいる。	—	—
	地域団体	白石商工会議所 地元の牛乳と温麺を活用した「減塩乳和食」の開発・普及を行い、「地域振興」と「健康づくり」を推進している。	1.5(いちご)会 健康講話や健康体操等を実施。積極的に健康づくりの輪を広げ、地域の活性化に大きく貢献している。	石巻市立住吉小学校 基本的な生活習慣の確立を目指し、児童の健康チェックやPTA活動等家庭や地域等と連携している。	—	石巻ダンベルクラブ 健康づくりの取組が地域交流の役割として石巻市内に広く広がっている。	多賀城市多賀モリ会 「多賀城元氣モリモリ体操」を様々な場所で実施し、体操が介護予防・健康増進につながるだけでなく、地域のつながりが生まれるきっかけとなっている。
	教育・保育	(※第4回(令和元年度)に新設した部門)			学校法人朴沢学園 仙台大学	—	—

(2) 表彰の基準

推薦された企業、市町村、地域団体及び学校、保育所等の取組について、次の基準により選考しています。

- イ 継続的な取組であること。
- ロ 創意工夫に富んだ取組であること。
- ハ 波及性が期待できる取組であること。
- ニ 他分野と連携した取組であること。
- ホ 成果が顕著な取組であること。
- ヘ 前号に掲げるもののほか、健康づくりの普及に顕著な功績があると認められる取組。

2. 第7回（令和5年度）の受賞団体とその取組

第7回は、大賞が2団体、優良賞（企業部門）が1団体の受賞となりました。受賞された団体の取組や、表彰のポイントについて紹介いたします。

(1) 大賞（企業部門）

株式会社 介援隊

〔概要〕

東日本大震災後に設立された介護サービスを提供する従業員37名の企業です。従業員の健康と働きやすい環境を目指して健康経営に取り組み、令和2年から4年連続で健康経営優良法人（うち3回はブライト500）の認定を受けています。

〔健康づくりの取組〕

- ①体育館利用の推奨：従業員の運動習慣の定着のため、関連会社に併設する体育館を利用し、従業員の利用を促進。バスケットボールクラブも設立され、健診データに改善が見られた従業員もいます。
- ②健康情報の発信：給与明細と一緒に健康情報紙を配布。保険会社による面談・相談の機会を提供し、従業員の健康意識の向上につなげています。
- ③禁煙外来の紹介及び費用負担：近隣の病院と連携し禁煙を支援。受診の費用を会社が負担するなどし、喫煙率は69%→45%に減少しました。
- ④管理栄養士が準備したメニューの提供：希望する従業員へ栄養バランスに配慮した食事を提供しています。

〔表彰のポイント〕

従業員の体育館利用促進や禁煙支援などに、関連会社や医療機関と提携することで、効率的かつ効果的に取り組んでいます。その成果として、従業員の健診検査値や喫煙率に改善が見られており、受賞となりました。



図1 介援隊の職員による体育館利用の様子

(2) 大賞（市町村部門）

登米市

〔概要〕

登米市では、平成29年度から東北メディカル・メガバンク機構の協力を得て、特定健診などで尿ナトリウム・カリウム比測定を実施し、市民に適塩と野菜摂取の普及啓発を行っています。また、「ナトカリ」をキーワードとし、食育事業や食環境整備の取組を広く展開しています。

継続して測定している市民では、尿ナトカリ比に改善がみられているほか、「ナトカリ」という言葉の認知度も向上しており、広く市民に「ナトカリ」の考え方や、適塩と野菜摂取の必要性が普及されています。

〔健康づくりの取組〕

- ①尿ナトカリ比を活用した適塩推進事業：特定健診の会場や健康教室などで、尿ナトカリ比測定を実施。ハイリスク者に対する再測定では8割以上の人に改善が見られました。
- ②野菜たっぷり！適塩ナトカリレシピコンテスト：市内の小学校高学年の親子を対象に地域の野菜を使用した適塩レシピを募集。入賞レシピは学校給食でも提供されました。
- ③地場産野菜摂取アップ事業：市、食生活改善推進員と企業が協働してレシピ集を作成。レシピ集に掲載された中から、惣菜として道の駅での販売も行われました。

〔表彰のポイント〕

平成29年度から「ナトカリ」を軸として、健診での尿ナトカリ比測定、学校や家庭と連携した食育、食生活改善推進員協議会や道の駅と連携した食環境整備など、様々な機関と連携することで、幅広く住民へ波及・定着する取組を行っています。住民のナトカリの理解や血圧改善などの成果も見えており、受賞となりました。



図2 登米市ナトカリレシピコンテスト表彰式

(3) 優良賞（企業部門）

株式会社 医薬品情報センター

〔概要〕

県内で7店舗の調剤薬局を経営する企業です。令和元年度にみやぎヘルスサテライトステーション及びスマートみやぎ健民会議に登録し、各調剤薬局で健康測定会や健康情報の発信を行い、地域の方々を対象とした健康づくりに積極的に取り組んでいます。

〔健康づくりの取組〕

- ①調剤薬局における健康づくりの推進・健康情報の発信：積極的な情報発信、健康測定会の実施と測定結果を踏まえた薬局管理栄養士による健康相談を実施しています。
- ②地域における健康づくりイベント開催・講演会等への講師派遣協力：子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加し、体験を通して健康について楽しく学べる機会として好評です。
- ③従業員の健康づくり推進：健診有所見者へは、自社の管理栄養士によるサポートを実施。

〔表彰のポイント〕

みやぎヘルスサテライトステーションとしてだけでなく、行政、福祉事業所、地域団体等と連携体制を構築しながら、地域に密着した取組を行っています。地域住民が自身の健康をチェックできる様々な測定体験の機会の提供や、専門職種による正しい情報の発信など、地域の健康づくりの拠点として貢献されていることから、受賞となりました。



図3 株式会社医薬品情報センター
薬剤師・栄養士による健康相談



図4 第7回宮城県健康づくり優良団体表彰式

左から登米市（丸山副市長）、村井宮城県知事、株式会社介援隊（阿部取締役社長）、株式会社医薬品情報センター（小田嶋代表取締役社長）

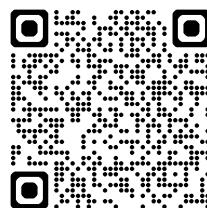
3. これからに向けて

スマートみやぎ健民会議は、創設から8年が経過し、会員数は1,000団体を超えるまでに拡大しました。その一方で、県民の健康課題であるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高い状況は改善がみられておらず、今後は、より実効性のある健康づくりを展開していく必要があります。本表彰制度において、優れた取組の収集と拡大に取り組んでまいります。

〔参 考〕

宮城県健康づくり優良団体表彰（スマートみやぎ健民表彰）のWebページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/smarthousyou.html>



令和 5 年度飼い犬のしつけ方教室実施報告

宮城県塩釜保健所黒川支所

保健所の獣疫衛生の業務のひとつとして、動物愛護思想と適正飼養の普及啓発があげられる。動物の飼い方についての苦情や相談、虐待の可能性があると通報が入った時に、その相手への指導や助言、また、地域住民に向けてイベントや広報を用いて啓発を行っている。

令和 4 年度に県内保健所に寄せられた犬の苦情、相談件数は1,285件であった。近年小型犬を室内で飼う家庭が増えているので、犬についての苦情は減少傾向ではあるが、例年一定数寄せられている。

一番多いのは、犬が放浪している、飼っている犬が行方不明になってしまったといった、犬の失踪に関する苦情や相談である。放浪している犬については保健所で捕獲（抑留）し、飼い主が判明した場合は返還し、逸走防止対策について指導、助言を行う。

犬を飼えなくなってしまったという引取依頼も例年多数寄せられる。飼い主は飼育している動物について最期まで責任を持つ義務があるため、どうしても飼養が継続できないのであれば自身で里親を探すこと、譲り受け飼養、長期預かりなどの施設利用の検討を勧めるなど、安易な引取は行わないよう助言を行っているが、このような場合でもしつけが行き届いている犬であれば新しい飼い主や世話をしてくれる人を探すなどの選択肢も広がる。飼い主以外には噛みつくので世話ができない、吠えるので近所迷惑になるので引き取り手がいない、など問題行動がある犬であれば、里親が見つかる可能性が低くなってしまう。

犬の問題行動に伴う直接的な苦情としては鳴き声の苦情が多い。昔はよく吠える犬が番犬として重宝されていたかもしれないが、住宅密集地では近隣からの苦情の原因になってしまうので、飼い主の指示で鳴き止むようにしつけをすることが必要となる。

また、犬の問題行動としては、人や他の動物を咬んでしまう、ということも挙げられる。

保健所では、咬傷事故が発生した際に届出を受理し、事故の調査を行い狂犬病発生への恐れがないかどうかの確認、再発防止策の指導を行う。全国の犬の登録頭数と咬傷事故の件数を集計したものを示す（図 1）。

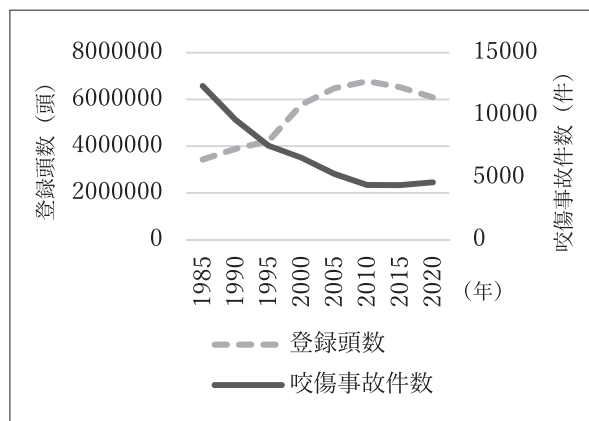


図 1：年間咬傷事故件数

2010年頃までは年々登録頭数が増加し、しかし咬傷事故の件数は減少している。おそらく番犬としての犬の飼育から、愛玩用の小型犬の飼育に変化していったためと思われる。室内犬が増え、飼い主以外の人と接触する機会も減ったので、咬傷事故も減少したと推察される。しかし、2010年ごろを境に、咬傷事故件数は横ばいとなっている。登録頭数は頭打ちになり、減少しているのにも関わらず咬傷事故は減っていない。県内でも令和 4 年度は97件、黒川支所管内でも 8 件の咬傷事故が発生している。

室内犬で散歩の時しか外に出ない、という犬でも、触ろうと近づいた人を咬んでしまったり、飼い主が制止できずに向かって行って咬んでしまったりという事故が発生している。

このような事故を減らすことや、苦情につながる近隣への迷惑を減らすために、飼い主が犬を適切にコントロールできるための普及啓発イベントとして、令和 5 年11月に飼い犬のしつけ方教室を開催した。

飼い犬のしつけ方教室は、過去にも、当所、

宮城県獣医師会黒川班、管内市町村と協働し、令和元年度まで年に1回行っていた。コロナ禍により令和2年度から開催が中止になっていたが、今回打ち合わせを重ね、4年ぶりに開催することとなった。

講師は警察犬訓練所に所属している訓練士2名に依頼し、子犬コースと成犬コースの二つのコースに分けて行った。

子犬コースは生後6ヶ月未満の犬の飼い主が対象で、参加者に飼育している子犬を連れて来てもらい、講師によるデモンストレーションを見て、飼い主も実践しながら講義を受ける形を取った。

成犬コースは飼い犬の同伴無しの座学での講義で、いずれも二時間程度の講義を行った。

しつけ方教室の周知は、市町村窓口、管内獣医師会所属動物病院でチラシの配布、市町村の広報誌に掲載していただいた。

参加申し込みの際に、事前アンケートとして、現在犬のしつけについて困っていることを記入していただいたところ、表1のように多くの悩みが挙げられた。

表1：事前アンケート（しつけについての悩み）

・仔犬コース
リードを引っ張る、とびつく、トイレ、動かなくなる、食糞 散歩ができない、興奮することが多い、ご飯時にしか「おすわり」「まて」ができない
・成犬コース
犬同士のケンカ 知らない犬が近くに居ると吠える 物を壊す、無駄吠え、お手入れのやり方（爪切りなど） 散歩後に犬の足を洗った後など、触れると嫌がる 飼い主以外に吠える、うなる リードを引っ張る、「お手」「おかわり」が逆になる 無駄吠え、かみぐせ リードをつけようとするとうなる、噛みついてしまう 散歩の時に他の犬や、来客に吠える

普段業務で受ける苦情相談と共通する点として、やはり吠えることや咬むことに対する悩みが多く挙げられた。

当日の参加者は、子犬コースは7組19名、そのうち5組が子犬同伴で参加した。

成犬コースは10組18名が参加した。

成犬コース（図2）では、前半は犬のしつけに関する一般的な総論の講義。後半は事前アンケートに沿って問題行動が起きる原因や対処法の解説を行った。犬が唸る、噛みつくなど問題行動を起こす時には過去に原因となる何かエピソードがあったはずであり、それを取り除き、環境を整えてあげることが重要とのことであった。具体例として、散歩中に他の犬に向かって吠えてしまう犬の制止の仕方のビデオ教材の解説も行った。



図2：成犬コース

子犬コース（図3）では、講師の先生が連れて来てくださったデモンストレーション犬で実際に実演しながら講義を行った。犬との信頼関係を構築し、家族と一緒に安心して生活できる環境を作る方法を中心に解説した。信頼関係の構築が不十分だと、犬が、自分が家族を守らなければならないという緊張状態が持続することで警戒心が強くなり、攻撃的になってしまうとのことであった。



図3：子犬コース

また、子犬を新しく迎えた家庭に向けて、犬が落ち着く居場所づくりなども解説されていた。サークルで限られたスペースを作り自分の居場所とし、また普段からクレートに入って休むことに慣れていると災害の避難時にも犬が落ち着いていられるとのことで、実際に展示し紹介した。(図4)



図4：子犬コース

イベント終了後、参加者へのアンケートを行った。(図5)

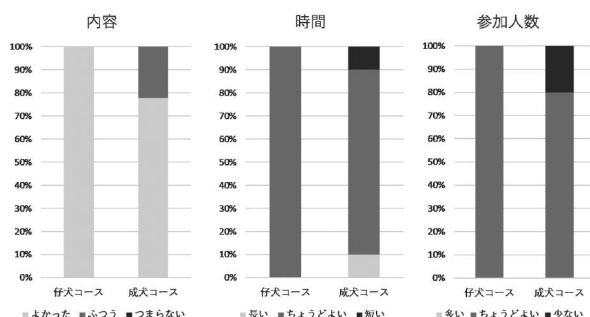


図5：イベント後アンケート

内容については、子犬コースについては全員良かったとの意見であった。成犬コースは一部普通との声があったが、つまらないという意見はなく、こちらも良かったとの意見がほとんどであった。時間に関してもちょうどよいという意見が多数であった。

今回の内容について、概ね参加者の満足度は高かった。

成犬コースは講義のみであったため、講義終了後に多くの参加者が個別に講師に相談していた。

参加者は皆熱心に聴講しており、犬のしつけについて悩んでいる人、興味がある人は多いと感じられた。

今回イベントの周知が主に市町村広報誌のみであったため、今後積極的にチラシ配布、ホームページ掲載などでより広くイベントを周知することで、さらに参加者は増えるのではないかと思われた。

動物愛護については、近年ますます社会的気運の高まりを見せている。ただし、日常業務を行う上で住民の意識との隔たりを感じることも多い。このようなイベントを積極的に行うことで、動物愛護思想、適正飼養をより広く啓発していきたい。

「産業廃棄物税の在り方について」 御意見を募集します！

宮城県環境生活部循環型社会推進課

県では、産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進等により「循環型社会」の形成を図っていくため、平成17年4月1日に産業廃棄物税を導入し、5年毎に見直しを行ってきました。

現在の課税期間は令和7年3月31日までとなっていますが、持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として産業廃棄物税の継続を検討しています。

つきましては、これまでの検討案に対する皆様の御意見を募集します。

★ 公表する場所

- 循環型社会推進課（県庁13階）
- 県政情報センター（県庁地下1階）
- 各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）
- 循環型社会推進課のホームページ（右記QRコードからもアクセスできます。）
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sanpaizeiarikata_r6.html)



★ 意見の提出方法

担 当	宮城県 環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班 電話：022-211-3207 ※電話による意見提出はできません	
提 出 先	【郵送】 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 ※郵便番号「980-8570」を使うと、県庁の住所の記載を省略できます。 【ファクシミリ】 022-211-2390 【電子メール】 junkanj@pref.miyagi.lg.jp	 ©宮城県・旭プロダクション
必要明記事項	●件名（「産業廃棄物税の在り方について」に対する意見） ●氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名） ※住所、氏名、電話番号は公表しません。	●住所 ●電話番号
申請期限	令和6年7月9日（火）～令和6年9月30日（月） ※郵送の場合は、当日の消印有効	

★ 今後の予定

皆様からいただいた御意見とそれに対する県の考え方につきましては、10月頃に上記の「公表する場所」において公表する予定です。

また、各方面からいただいた御意見を含めて検討し、宮城県環境審議会の答申をいただいた上で、令和6年11月県議会に条例案を提出したいと考えています。

なお、皆様からいただいた御意見に対する県の考え方について、個々人に返信することはありません。

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和6年4月29日～令和6年5月26日、第18週～第21週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターは、感染症法に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生動向と病原体の検出状況を把握し公表しています。ここでは、月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		4月29日～5月26日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
届出なし					

二類感染症

疾患名	期間・地域		4月29日～5月26日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
結核	12	12	24		89

三類感染症

疾患名	期間・地域		4月29日～5月26日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
コレラ			0		0
細菌性赤痢			0		0
腸管出血性大腸菌感染症	3	2	5		9
腸チフス			0		0
パラチフス			0		0

四類感染症

疾患名	期間・地域		4月29日～5月26日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
E型肝炎			0		3
A型肝炎		1	1		3
エキノコックス症			0		0
コクシジオイデス症			0		0
チクングニア熱			0		0
つつが虫病	1		1		2
デング熱			0		0
日本紅斑熱			0		0
ブルセラ症			0		0
ボツリヌス症			0		0
ライム病			0		0
レジオネラ症		4	4		16
レプトスピラ症			0		0

五類感染症

疾患名	期間・地域		4月29日～5月26日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
アメーバ赤痢	1	1	2		3
ウイルス性肝炎			0		2
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2	1	3		24
急性弛緩性麻痺			0		0
急性脳炎			0		1
クリプトスポリジウム症			0		1
クロイツフェルト・ヤコブ病			0		0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	2		11
後天性免疫不全症候群		1	1		2
ジアルジア症			0		0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0		1
侵襲性髄膜炎菌感染症			0		1
侵襲性肺炎球菌感染症	3	4	7		20
水痘（入院例）			0		2
梅毒	3	14	17		61
播種性クリプトコックス症			0		2
破傷風			0		0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0		0
百日咳			0		1
風しん			0		0
麻しん			0		0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0		0

2. 定点把握疾患報告状況

【咽頭結膜熱】

石巻保健所管内で第21週に流行が見られました。

【A群溶血性レンサ球菌咽頭炎】

仙南保健所管内で第18週から第21週まで流行が継続しました。

【急性出血性結膜炎】

石巻保健所管内で第19週に流行が見られました。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2024年累計
インフルエンザウイルス	A/H1亜型	0
	A/H1pdm09亜型	7
	A/H3亜型	8
	B型	25
パラインフルエンザウイルス1型		0
パラインフルエンザウイルス3型		0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		2
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻しんウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GⅠ群	1
	GⅡ群	9
	GⅠ群及びGⅡ群	69
ロタウイルス		0
サポウイルス		3
アストロウイルス		0
ライノウイルス		0
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		1
RSウイルス		0
SARS-CoV-2		1
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	0
腸管毒素産生性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 4月29日～5月26日の検出日で集計

4. トピック

結核については、第19週以降に患者数が増加しています。梅毒については、第21週に患者数が急増しています。今後の動向に注意が必要です。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎については、仙南保健所管内で継続的に流行が見られます。今後も感染対策の徹底に努めてください。

*宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和6年5月27日～令和6年6月30日、第22週～第26週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターは、感染症法に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生動向と病原体の検出状況を把握し公表しています。ここでは、月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		5月27日～6月30日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
	届出なし				

二類感染症

疾患名	期間・地域		5月27日～6月30日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
結核	6	11	17		107

三類感染症

疾患名	期間・地域		5月27日～6月30日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
コレラ			0		0
細菌性赤痢			0		0
腸管出血性大腸菌感染症	8	2	10		19
腸チフス			0		0
パラチフス			0		0

四類感染症

疾患名	期間・地域		5月27日～6月30日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
E型肝炎			0		3
A型肝炎			0		3
エキノコックス症			0		0
コクシジオイデス症			0		0
チクングニア熱			0		0
つつが虫病		1	1		3
デング熱			0		0
日本紅斑熱			0		0
ブルセラ症			0		0
ボツリヌス症			0		0
マラリア		1	1		1
ライム病			0		0
レジオネラ症	4	5	9		25
レプトスピラ症			0		0

五類感染症

疾患名	期間・地域		5月27日～6月30日		2024年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
アメーバ赤痢			0		3
ウイルス性肝炎			0		2
カルバネム耐性腸内細菌目細菌感染症		3	3		27
急性弛緩性麻痺			0		0
急性脳炎			0		1
クリプトスポリジウム症			0		1
クロイツフェルト・ヤコブ病			0		0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2		2		13
後天性免疫不全症候群			0		2
ジアルジア症			0		0
侵襲性インフルエンザ感染症			0		1
侵襲性髄膜炎菌感染症			0		1
侵襲性肺炎球菌感染症		3	3		23
水痘（入院例）			0		2
梅毒	6	11	17		82
播種性クリプトコックス症		1	1		3
破傷風			0		0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0		0
百日咳			0		1
風しん			0		0
麻しん			0		0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0		0

*宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

2. 定点把握疾患報告状況

【咽頭結膜熱】

仙南保健所管内で第24週に流行が見られました。石巻保健所管内で第22週から第26週まで流行が継続しました。

【A群溶血性レンサ球菌咽頭炎】

仙南保健所管内で第22週から第26週まで流行が継続しました。

【水痘】

気仙沼保健所管内で第23週、第24週及び第26週に流行が見られました。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2024年累計
インフルエンザウイルス	A/H1亜型	0
	A/H1pdm09亜型	7
	A/H3亜型	8
	B型	25
パラインフルエンザウイルス1型		0
パラインフルエンザウイルス3型	1	1
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス	10	12
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻しんウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GⅠ群	1
	GⅡ群	11
	GⅠ群及びGⅡ群	0
ロタウイルス		0
サポウイルス	3	6
アストロウイルス		0
ライノウイルス	1	1
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		1
RSウイルス	4	4
SARS-CoV-2		1
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	1
腸管毒素原性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）	1	1
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌	1	1
Legionella pneumophila		0

* 5月27日～6月30日の検出日で集計

4. トピック

咽頭結膜熱については、石巻保健所管内で警報発表基準を超えるなどしたこと、県は注意喚起を行いました。原因となるアデノウイルスが同保健所管内で10件検出されており、今後の動向に注意が必要です。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎については、仙南保健所管内で継続的に流行が見られます。今後とも感染対策の徹底に努めてください。

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和6年4月29日～令和6年5月26日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
結核	0	6	5	1	12
腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	2	2
A型肝炎	1	0	0	0	1
レジオネラ症	0	3	0	1	4
アメーバ赤痢	0	0	0	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	0	0	0	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	0	0	1
後天性免疫不全症候群	0	0	0	1	1
侵襲性肺炎球菌感染症	1	0	2	1	4
梅毒	1	3	3	8	15
風しん	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0

- ・結核
肺結核：7例
その他の結核：2例
無症状病原体保有者：3例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O157 VT2：1例
O157 VT1VT2：1例
- ・レジオネラ症
肺炎型：4例
- ・アメーバ赤痢
腸管アメーバ症：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
Klebsiella pneumoniae：1例
- ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症
A群：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：8例
早期顕症Ⅱ期：4例
無症候：3例

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
RSウイルス感染症	20	29	22	26	97
咽頭結膜熱	13	17	9	15	54
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	72	137	132	155	496
感染性胃腸炎（小児科）	79	85	111	133	408
水痘	5	2	3	5	15
手足口病	1	2	5	5	13
伝染性紅斑	0	0	1	0	1
突発性発しん	6	10	4	7	27
ヘルパンギーナ	0	0	0	2	2
流行性耳下腺炎	1	1	3	1	6
インフルエンザ	16	12	10	15	53
新型コロナウイルス感染症	69	87	119	94	369
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	2	7	10	10	29
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	1	0	0	0	1
川崎病	0	1	1	0	2
不明発しん症	3	0	2	3	8

コメント

[RSウイルス感染症]
増減を繰り返しながら推移している。

[咽頭結膜熱]
増減を繰り返しながら推移している。

[A群溶血性レンサ球菌咽頭炎]
変動しながら徐々に増加しており、過去5年間の同時期と比較して多い状況が続いている。

[感染性胃腸炎（小児科）]
増加傾向が続いている。保育施設等における集団感染事例は、第19週に1件、第20週に2件、第21週に2件の報告があった。

[インフルエンザ]
減少傾向を示していたが、第21週に増加に転じた。

[新型コロナウイルス感染症]
増加傾向を示していたが、第21週に減少に転じた。

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和6年5月27日～令和6年6月30日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第22～26週 合計
結核	1	0	3	4	3	11
腸管出血性大腸菌感染症	1	1	0	0	0	2
つつが虫病	1	0	0	0	0	1
マラリア	1	0	0	0	0	1
レジオネラ症	2	0	1	0	2	5
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	1	0	0	2	3
侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	1	1
侵襲性肺炎球菌感染症	0	2	1	0	0	3
梅毒	3	3	4	0	1	11
播種性クリプトコックス症	1	0	0	0	0	1
風しん	0	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0	0

- ・結核
肺結核：3例
無症状病原体保有者：8例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O157 VT2：1例
O型不明 VT2：1例
- ・マラリア
熱帯熱：1例
- ・レジオネラ症
肺炎型：5例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
Enterobacter cloacae：1例
Klebsiella aerogenes：1例
Serratia marcescens：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：7例
早期顕症Ⅱ期：3例
無症候：1例

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第22～26週 合計
RSウイルス感染症	35	61	64	50	36	246
咽頭結膜熱	9	27	17	18	23	94
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	132	147	86	128	112	605
感染性胃腸炎（小児科）	159	139	96	125	116	635
水痘	4	4	2	2	3	15
手足口病	8	10	30	32	63	143
伝染性紅斑	0	0	1	0	0	1
突発性発しん	6	8	12	9	17	52
ヘルパンギーナ	4	6	7	3	2	22
流行性耳下腺炎	0	0	4	4	2	10
インフルエンザ	9	15	10	5	0	39
新型コロナウイルス感染症	126	110	96	134	130	596
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	6	5	4	3	1	19
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	1	0	1
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	1	1	0	0	2
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	2	2
川崎病	0	1	0	0	0	1
不明発しん症	6	3	5	3	4	21

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

〔RSウイルス感染症〕
第24週まで増加傾向を示していたが、その後は減少に転じている。

〔咽頭結膜熱〕
増減を繰り返しながら推移している。

〔A群溶血性レンサ球菌咽頭炎〕
第23週まで増加傾向を示し、その後は増減を繰り返している。依然として過去5年間の同時期と比較して多い状況が続いている。

〔感染性胃腸炎（小児科）〕
第24週まで減少傾向を示していたが、その後は増減を繰り返している。保育施設等における集団感染事例は、第22週に1件、第23週に2件、第24週に1件、第25週に3件の報告があった。

〔手足口病〕
増加傾向が続いている。

〔突発性発しん〕
第24週まで増加傾向を示していたが、その後は増減を繰り返している。

〔インフルエンザ〕
第23週まで増加傾向を示していたが、その後は減少に転じている。

〔新型コロナウイルス感染症〕
第24週まで減少傾向を示していたが、その後は増減を繰り返している。

仙台市内病院病原体検出情報

<2024年 4 月29日～2024年 5 月26日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2024年	第18週（最終） 4月29日～5月5日	第19週（中間） 5月6日～5月12日	第20週（中間） 5月13日～5月19日	第21週（中間） 5月20日～5月26日
インフルエンザウイルスA(H1)型pdm09	0	0	1	0
A(H3)型	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	1	0
C型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
RSウイルス	2	1	1	2
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0
アデノウイルス	1	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1型	0	0	0	0
2型	0	0	0	0
3型	0	0	0	0
4型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0
分離総数/検体総数	3/61	1/37	3/57	2/30

抗原検出状況

2024年	第18週 4月29日～5月5日	第19週 5月6日～5月12日	第20週 5月13日～5月19日	第21週 5月20日～5月26日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0
A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
※Liat A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
新型コロナウイルス	2	1	2	2
※Liat コロナ	15	5	9	3
RSウイルス	2	0	2	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	1	0	0	0
※溶連菌	0	0	0	1
アデノ（眼科）	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0
ノロウイルス	1	0	0	1
ロタウイルス	0	0	0	1
単純ヘルペス	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0
陽性数/検体総数	6/374	1/210	4/258	4/224

コメント：①宮城県内のインフルエンザウイルス定点報告数が増加していることから、10月よりインフルエンザと新型コロナウイルス同時検出キットの使用を再開しました。
②新型コロナウイルスについて、抗原検出と比較していただけるよう迅速PCRの「cobas Liat」の結果を併記するようにいたしました。
③「cobas Liat」ではインフルエンザウイルスについても同時に検査されるため、こちらの結果についても併記するようにいたしました。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

仙台市内病院病原体検出情報

<2024年 5月27日～2024年 6月30日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2024年	第22週（最終） 5月27日～6月2日	第23週（最終） 6月3日～6月9日	第24週（中間） 6月10日～6月16日	第25週（中間） 6月17日～6月23日	第26週（中間） 6月24日～6月30日
インフルエンザウイルスA(H1)型pdm09	0	0	0	0	0
A(H3)型	0	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0	0
C型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0	0
RSウイルス	2	6	5	1	1
ヒトメタニューモウイルス	1	0	1	1	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	1	0
エンテロウイルス	0	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	0	0
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1型	0	0	0	0	0
2型	0	0	0	0	0
3型	3	2	1	3	0
4型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0	0
分離総数/検体総数	6/60	8/51	7/60	6/61	1/29

抗原検出状況

2024年	第22週 5月27日～6月2日	第23週 6月3日～6月9日	第24週 6月10日～6月16日	第25週 6月17日～6月23日	第26週 6月24日～6月30日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0	0
A型	0	0	0	0	0
B型	0	0	0	0	0
※Liat A型	0	0	0	0	0
B型	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス	3	8	0	2	3
※Liat コロナ	7	5	5	9	6
RSウイルス	0	4	6	2	4
ヒトメタニューモウイルス	1	0	1	0	0
アデノ（呼吸器）	0	1	2	1	0
※溶連菌	1	0	1	0	1
アデノ（眼科）	0	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0	1
ノロウイルス	0	0	0	0	0
ロタウイルス	2	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	1	0	0	0
陽性数/検体総数	6/260	14/273	9/245	5/232	8/319

コメント：①宮城県内のインフルエンザウイルス定点報告数が増加していることから、10月よりインフルエンザと新型コロナウイルス同時検出キットの使用を再開しました。
②新型コロナウイルスについて、抗原検出と比較していただけるよう迅速PCRの「cobas Liat」の結果を併記するようにいたしました。
③「cobas Liat」ではインフルエンザウイルスについても同時に検査されるため、こちらの結果についても併記するようにいたしました。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り 宮城県

はじめてのDHEAT派遣 ～パート 2～

前号の「保健所からの便り 宮城県」では、塩釜保健所の鈴木保健所長から「はじめてのDHEAT派遣」と題して、“DHEATをご存じですか？、石川県への派遣に向けて、現地支援、次の派遣に向けて”をお話いただきました。“現地支援”の最後の文に「宮城第2班へ引き継ぎ」と書いていただきましたので、パート2と題してDHEAT活動記録の掲載を（勝手に）引き継ぎ、我々宮城県第2班が行った活動を報告いたします。

DHEATをご存じですか？ ～パート 2～

前号で、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム；Disaster Health Emergency Assistance Team）は災害時に被災自治体の保健医療福祉調整本部機能が担う指揮・総合調整機能を支援するために応援派遣されるチームであり、支援先での役割はプレイヤーではなく「マネージャー」である、と紹介いただきました。それでは「マネージャー」は具体的に何をするのか？ DHEAT活動ハンドブック（第2版）によると、「マネージャー」が行う本部運営活動には次の7項目が掲げられています。

1. 健康危機管理組織の立ち上げ、指揮調整体制・情報共有ラインの構築
2. 情報収集、分析評価、対策の企画立案
3. 受援調整
4. 対策会議
5. 応援要請・資源調達
6. 広報・渉外業務
7. 職員の安全確保・健康管理

単に項目を羅列するだけではピンと来ないと思いますので、宮城県第2班の活動報告を通じて、この7項目のうちのいくつかを紹介いたします。

現地支援 ～パート 2～

宮城県第1班は、1.5次避難所を運営している石川県への支援、二次避難所を運営している南加賀保健所管内3市への支援、南加賀保健所への直接支援を行いました。我々が関わる1.5次避難所が避難者数減少に伴い閉鎖見込みであることや宮城県第1班の活動を通じて管内3市が二次避難所を運営できる基盤ができあがったことから、我々宮城県第2班は南加賀保健所長や第1班と話し合い、同保健所への支援に注力することとなりました。

【ミッション①：南加賀保健医療福祉調整本部機能の立ち上げ】

管内3市の二次避難所にはすでにJMATや公衆衛生活動チーム等の外部支援チームが投入されており、宮城県第1班の活動を通して市・外部支援チームが連動した二次避難所運営体制基盤はできあがっていました。管内二次避難者数は今年1月後半から2月にかけて急増し、管内3市や外部支援チームそして保健所とで二次避難所のニーズとリソースに関する情報共有ができるような体制構築が必要となっていました。南加賀保健所では多くの職員が能登地方へ派遣されたため、体制を立ち上げて事務局として運営するような余力がなく、南加賀保健所長や統括保健師をトップとしつつも事務局役を我々DHEATが担うこととなりました。（写真1）

事務局として行った主な業務は、毎朝行われるミーティングの資料調製及び司会、遠方で来訪できない市に対してDHEATが市へ訪問し情報収集したものをミーティングで共有、になります。（写真2）

⇒本部運営活動の項目1と項目4

南加賀保健福祉センター管内 組織図

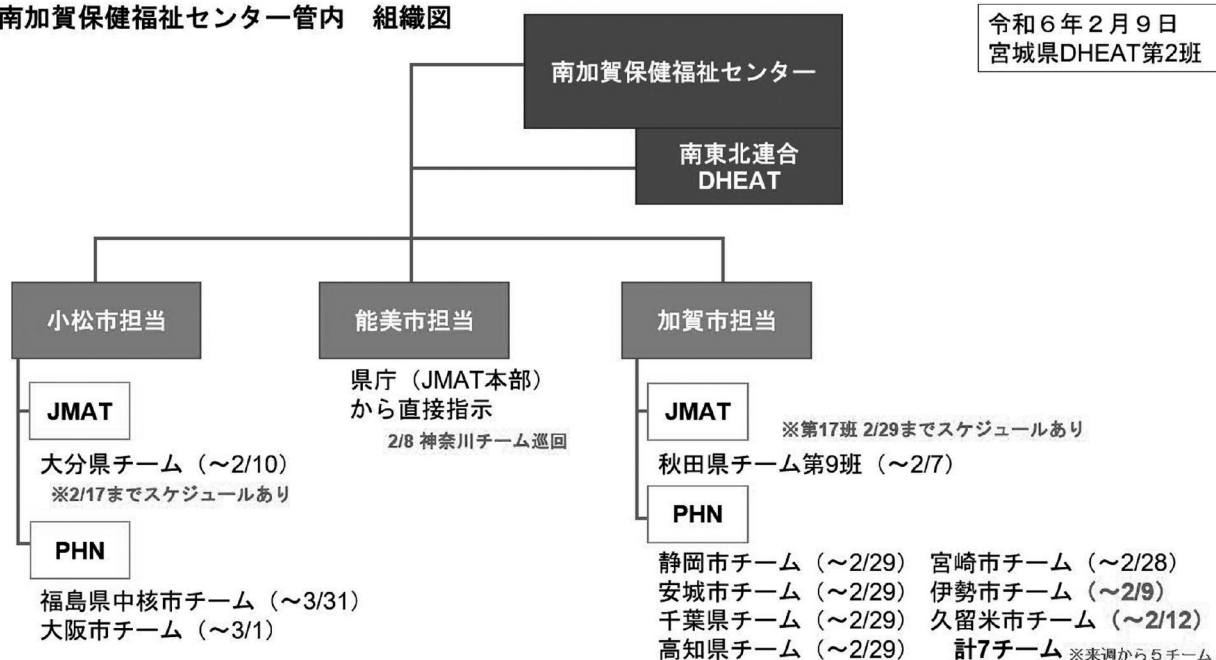


写真1：南加賀保健医療福祉調整本部機能組織図



写真2：二次避難所ミーティング

【ミッション②：管内の二次避難者の特徴の把握】

宮城県第2班の活動期間中では、南加賀保健所管内の二次避難者数は2,500人超となりました。「東日本大震災～宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証～（宮城県）」によると「平成23年5月15日に二次避難者数のうち県内避難者数が最大の2,522人となる」とあり、数においては南加賀保健所管内の二次避難者受入負荷が東日本大震災時の宮城県内のそれと同等ということになります。13年前に比べて高齢化率はさらに高まっており、量と質の双方において二次避難者の保健医療福祉ニーズの

把握は必要でした。管内3市に負担をかけないように可能な電子データで、難しければアナログで二次避難者に関するデータを供与いただくこととし、我々の活動期間中では一部の解析しかできませんでした。高齢者が5～6割を占めること、何らかの通院をしている方が2割程度いること、要介護度（要支援を含まず）の判定を受けている方が5%前後いることが分かりました。すでに保健所による地元医療機関へのヒアリングや市によるフレイル予防の取組が始まっていましたが、これらのデータが取組の後押しとなりました。

⇒本部運営活動の項目2

【ミッション③：管内二次避難所の感染対策を適宜実施】

マンパワーの確保が厳しい南加賀保健所に代わって、新規の二次避難者受入施設やアウトブレイクの気配がある二次避難所への感染対策指導を実施するとともに、市の要望に応じて二次避難所における感染症対応フローを作成し、南加賀保健所の確認を経た上で市へ配布いたしました。（写真3）

⇒本部運営活動の項目6

小松市二次避難所（宿泊施設等）における感染症対応フロー

	場面	対策	R6.2.9 宮城県DHEAT 2 担当
一次予防	避難者（市内宿泊施設等）	セルフチェック（体温・血圧・胃腸症状等） 基本的な感染対策の実践（パンフレット配布）★	
	健康相談	小松市いきいき健康課（平日のみ）	休日）市役所広域避難者対応チーム
二次予防 発生 （早期発見）	受診勧奨	要援護者受診支援者調整・・・小松市いきいき健康課	休日）市役所広域避難者対応チーム
発見	受診・診断	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 感染性胃腸炎	
	り患した避難者（本人）連絡	宿泊施設へチラシの掲示★	休日）市役所広域避難者対応チーム
感染探知	小松市いきいき健康課	聞き取り調査 ハイリスク者の健康観察	休日）市役所広域避難者対応チーム
三次予防 （感染拡大防止）	感染拡大の恐れがある場合 南加賀保健福祉センター 南東北DHEAT	施設調査 ・感染対策の確認 ・換気対策 ・ゾーニング（必要時） ・消毒方法指導（必要時）	休日）南加賀保健福祉センター

写真 3：感染症対応フロー

次の派遣に向けて ～パート 2～（受援も含めて）

宮城県第 1 班から「南加賀保健所管内で DHEAT を知らない人が一定数いる」と派遣前に連絡があったので、我々第 2 班は名刺の裏面に DHEAT の説明文を記載して準備し、実際の活動中で自己紹介した際に「DHEAT？」というような反応が見られた時には、名刺の裏面で DHEAT を説明しました。

今回の能登半島地震において DHEAT は、県庁や各保健所だけでなく、輪島市・珠洲市・穴水町・能登町の 2 市 2 町にもそれぞれ派遣されました。これら DHEAT 活動の全体検証は終わっていないようですが、都道府県、保健所そして市町村の 3 層それぞれの調整本部機能に DHEAT が派遣される流れはおそらく今後も継

続されることと思います。南加賀保健所長が平時から管内市町と強固な関係構築を行っていたおかげで、保健所の支援者となった宮城県 DHEAT も比較的暖かく市に受け入れてもらえました。

宮城県は東日本大震災以後も M7 規模の地震や豪雨による水害に度々襲われています。そのため、県内の被災地へ支援に行けるよう準備することはもちろんのこと、自管内が大きく被災した際に DHEAT を含めた外部支援チームが活動しやすくなるよう、管内市町を含めた関係者の皆様と、災害の会議、研修、訓練等を通じて連携体制を構築していきたいと思っています。その際には DHEAT に必ず触れますので、どうぞよろしくお願いいたします。

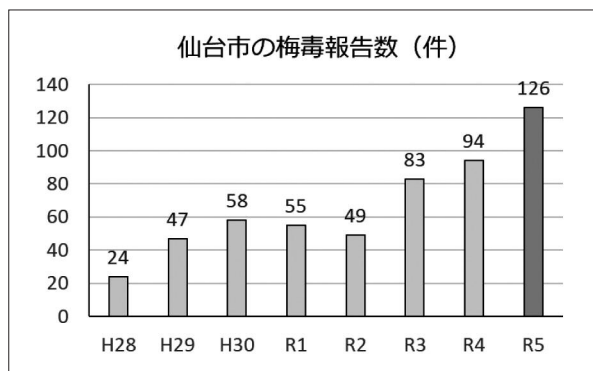
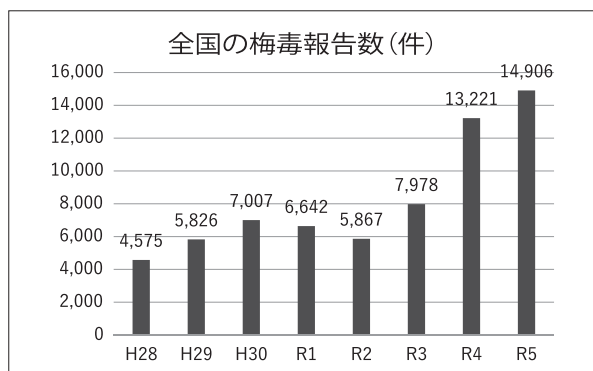
（文責：大崎保健所 所長 野上慶彦）

保健所からの便り 仙台市

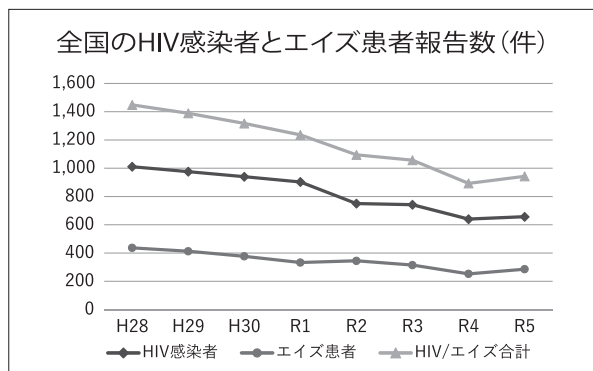
仙台市におけるエイズ・性感染症対策について

1. エイズ・性感染症の発生状況

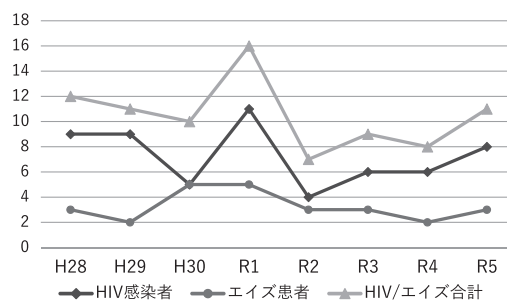
この数年、全国的に梅毒の報告数が増加しており、仙台市の梅毒の報告数も、平成28年は24件でしたが、令和5年は126件と約5倍となっており、過去最多となっています。



また、全国におけるHIV感染者の報告数は、7年ぶりに増加に転じており、本市においても令和4年から令和5年にかけて増加に転じています。



仙台市のHIV感染者とエイズ患者報告数(件)



2. 仙台市のエイズ・性感染症対策

(1) 仙台市エイズ・性感染症対策に関する基本方針

本市では、「仙台市エイズ・性感染症対策に関する基本方針」(以下、基本方針)に基づき、エイズ・性感染症の予防とまん延防止及びエイズ患者・HIV感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発及び検査相談体制の充実を図るなどの事業をすすめています。

【基本方針で定める3つの視点と6つの基本施策】

〈3つの視点〉	〈6つの基本施策〉
正しい知識の普及啓発	啓発活動・情報提供
	学校における感染症教育
検査体制・相談の充実	検査体制の充実
	相談・カウンセリングの充実
患者・感染者への支援	必要な医療・福祉の支援
	生活全般にわたる支援

(2) 仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会

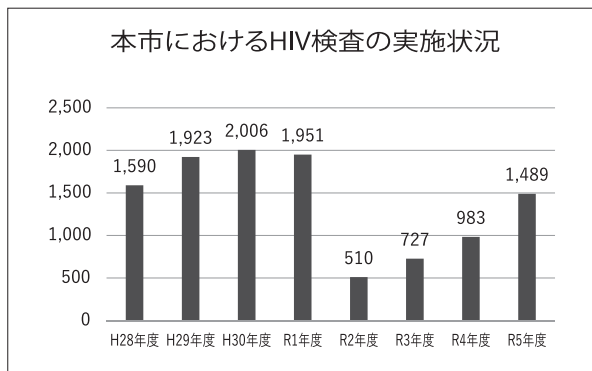
仙台市のエイズ・性感染症の予防及びまん延防止対策を推進することを目的として、仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会を設置しています。

協議会は年に2回開催しており、学識経験者、医療関係者、教育関係者、民間団体等幅広い分野の委員により正しい知識の普及・啓発や予防対策について協議を行っています。

3. 仙台市の主な施策

(1) 検査事業

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、一部検査を中止した事情により、一時期、検査件数が減少したものの、令和5年以降、平日日中の検査を再開した事等から現在は回復傾向にあります。



① 無料・匿名の検査

平日日中、夜間や休日にHIVおよび梅毒の無料・匿名の検査を実施しています。

検査結果	検査会場		検査日
即日	休日検査	健康相談所 興生館（青葉区）	第1土曜日
	夜間検査	AER 5 F （青葉区）	第2・4金曜日 ※祝日除く
後日	平日日中 検査	青葉区役所	指定する 月・火曜日
		宮城野区役所	指定する木曜日
		若林区役所	指定する水曜日
		太白区役所	指定する火曜日
		泉区役所	指定する月曜日

② エイズ・性感染症医療機関検査事業

令和6年6月より、仙台市内の協力医療機関と連携した、「エイズ・性感染症医療機関検査事業」を実施、検査を必要とする人が検査を受けられるよう検査体制を拡充しました。

協力医療機関の診療時間内で検査を実施し、その結果、治療が必要となった場合は、速やかに治療へ移行することが可能です（治療は保険診療となり、別途医療費が発生します）。

検査内容：HIV・梅毒（同時受検）

クラミジア（希望者のみ）

対象者：仙台市内にお住まいの方、または、市内に通勤・通学されている方
自己負担：1,000円（医療機関で検査を受ける際にお支払いいただきます）

※医療機関での実施となるため、実名での検査となります。

※検査法やクラミジアの検査の可否は医療機関により異なります。

各種検査の申込方法等については、本市ホームページをご確認ください。



③ イベント検査

対象を男性に限定した検査会、HIV検査普及週間、世界エイズデーと合わせたイベント検査会を年3回開催します。

(2) 啓発事業

HIV検査普及週間（6月1日～7日）や世界エイズデー（12月1日）と合わせ、ポケットティッシュの配付等を通じた啓発イベントや、大学等関係機関と連携した啓発活動を日頃より行っています。



また、ボランティア団体「やろっこ」との市民共同事業によりHIVに関する検査や支援に係る情報発信を行うウェブサイト「仙台HIVネット」の運営を行うとともに、HIV感染のハイリスク層であるMSM（男性間性交渉者）を対象としたSNSによる情報発信、広告掲載、広報物の配布等により、予防啓発や検査受検促進に取り組んでいます。

（文責：感染症対策課 植本 優）

ちょっとひと息

「食材王国みやぎ」

夏のおすすめ食材～トマト・えだまめ～



【「食材王国みやぎ」とは】

宮城県には、澄んだ海、肥沃な大地、豊かな森が育む季節ごとの美味しい食材が豊富にあります。「食材王国みやぎ」は、食材の多彩さ、質の高さ、魅力を表す「メッセージ」です。

今回は、「食材王国みやぎ」夏のおすすめ食材「トマト」と「えだまめ」をご紹介します。



★夏のおすすめ食材「トマト」★

【特徴】

トマトは、世代を問わず広く食されている野菜の1つです。国の統計によれば、1世帯あたりの年間トマト購入金額は6,392円で、これは生鮮野菜全体の購入金額55,839円の中で最も高い金額となっています。トマトの生育適温は高く、露地栽培以外選択肢のなかった昔は、夏しか出回らない代表的な夏野菜でしたが、現在は主にパイプハウス等の施設栽培の普及により一年を通して入手可能な野菜となっています。トマトは、世界で8,000種以上、日本でも100を超える品種が開発・登録されていて、用途に応じて、色・味・大きさ等を選ぶことが、トマトの魅力です。

【宮城県での栽培】

令和4年の宮城県のトマト栽培面積は、219ha、出荷量は7,340tで、県内で広く栽培されています。最近では、石巻市のデ・リーフデ北上のように、最先端の環境制御装置を備えたフェンロー型高軒高（こうのきだか）ハウス*での栽培が増えています。

また、大崎市岩出山町の株式会社まやまのさとうファームが、野菜ソムリエが美味しいトマトを選ぶ「第3回全国トマト選手権」で今年度全国一位の最高金賞に輝くなど話題になっています。



【選び方】

新鮮なトマトは、果皮がピンと張っていて、果肉がよくしまっています。収穫後に時間が経つと、へたがしおれてきますので、へたが緑色でピンとしているものを選ぶのも重要です。

★夏のおすすめ食材「えだまめ」★

【特徴】

えだまめは、未成熟のまま莢付きの大豆を収穫したもので、「えだまめ」の名前は、枝付きの状態茹でて食べたことに由来すると言われています。日本でいつから栽培が始まり、食べられるようになったのかは分かっていませんが、少なくとも、江戸時代の文献には、「えだまめ」が登場しており、当時から日本の食文化に馴染んだ食材であったことが伺われます。

【宮城県での栽培】

県内各地で栽培されており、収穫時期になると地域の直売所に地場産のえだまめが並びます。また、地域の在来種を生かした「気仙沼茶豆」や、今朝採りの特徴とした「とれたて仙台プロジェクト」など、独自のブランド化が展開されています。

【選び方】

えだまめは鮮度が命で、生のまま保存しておく、味や香りが損なわれます。購入後、すぐに食べない場合も、まず加熱調理をして冷蔵や冷凍で保存することをおすすめします。

購入する時は、莢の緑色が濃く鮮やかで張りがあり、中身が均等に詰まったものを選びましょう。莢が膨らみ過ぎたものや黄色いものは、風味が劣ります。



*施設園芸農業の先進国オランダで広く普及している小屋根で軒高（側面の柱の高さ）が概ね3.0～3.5m以上の大型栽培施設のこと。栽培空間の体積が大きく、室内環境の変化が緩慢で、作物にとって最適な環境条件を維持しやすい。日本では、トマト・パプリカ栽培を中心に普及が進んでいる。

レシピ提供

味の素株式会社



枝豆と笹かまぼこを
卵でふんわりまとめました。
枝豆と笹かまの卵とじ丼

材料（2人分）

- ◆ゆで枝豆（さやから出したもの）……………50g
- ◆笹かまぼこ……………2枚（40g）
- ◆玉ねぎ……………1/2個（100g）
- ◆卵……………2個
- ◆ご飯……………丼2杯分（280g）



- 〈A〉 水……………1カップ 「お塩控えめの・ほんだし®」……………小さじ1
しょうゆ……………大さじ2 ………………小さじ1
みりん……………大さじ1 砂糖……………小さじ1

作り方（調理時間：15分）

- 【1】 笹かまぼこはそぎ切りにし、玉ねぎは薄切りにする。ボウルに卵を割り入れ、溶きほぐす。
- 【2】 鍋にAを入れて煮立たせ、【1】の笹かまぼこ・玉ねぎを加えて2～3分ほど煮る。
- 【3】 枝豆を加え、【1】の溶き卵を回し入れ、フタをして弱火で半熟状になるまで2分ほど煮る。
- 【4】 丼にご飯を盛り、【3】を半量ずつかける。

【むすびに】

宮城県の旬の食材やおすすめレシピ、「地産地消推進店」に関する情報は「食材王国みやぎ」公式InstagramやFacebookでも発信していますので、ぜひフォローをお願いします！

「食材王国みやぎ」



Instagram



Facebook

（宮城県農政部食産業振興課）

協会だより

令和 6 年度 宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成の決定

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会

当協会は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の建設に寄与することを目的として設立されております。この目的達成の一環として、宮城県公衆衛生研究振興基金を造成し、その果実を運用いたしまして公衆衛生領域の調査、研究に対して助成を行っております。令和 6 年度の宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成については、令和 6 年 6 月 7 日に基金運営委員会を開催し審査をいたしました。その結果、次の調査・研究に対して助成を行うことに決定いたしました。

(単位：円)

No.	申請機関	研究代表者	調査研究課題	助成額
1	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター臨床検査科 主任臨床検査技師	播磨 晋太郎	新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の浸淫に関しての、病院職員におけ る血清疫学調査	300,000
2	東北大学大学院医学系研究科 准教授	門間 陽樹	小学生における体力向上に寄与する 関連因子の特定：母親の身体活動の 影響は子ども体力に“伝播”する か？	217,800
3	東北大学大学院医学系研究科 発達環境医学分野 助教	鈴木 智尚	発達障害児の食および生活習慣のパ ターンと肥満リスクに関する解析	300,000
合 計			3 件	817,800

なお、宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成要領は、ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。令和 7 年度においても多数のご応募をお待ちしております。お問い合わせは、022-771-4722 担当 総務部 伊藤までお願いいたします。

あ と が き

今年は平年より11日遅い6月23日頃に梅雨入りとなりました。梅雨入り後に3か月予報が発表され、今年の夏（7月～9月）の気温は、平年より高くなると予想されています。

電気料金の高騰が続く中で、昼夜に問わず、室内での熱中症対策が求められていますので、室内温度28℃を目安としてエアコンの温度設定し、扇風機やサーキュレーターを併用するなど、室内をむらなく涼しくすることが省エネとしても推奨されています。

今年も厳しい夏となりそうですので、健康を

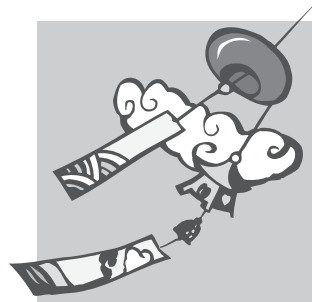
第一と考え、工夫しながら乗り切りたいものです。

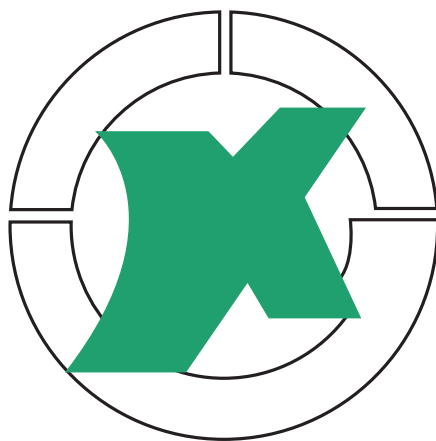
さて、今月号には令和6年度研究助成の審査結果を掲載しております。当協会の事業が皆様の公衆衛生活動の一助となれば、幸いです。

なお、昨年度の研究助成の結果報告については10月号に掲載予定です。

今後とも読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

（事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp）





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和6年7月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷